

第152期 定時株主総会 招集ご通知

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

日時

平成29年6月23日(金曜日)

午前10時(受付開始予定時刻) 午前9時

場所

東京都港区高輪三丁目13番3号
SHINAGAWA GOOS 1階
TKPガーデンシティ品川
ボールルーム(ウエスト)

※当日は、当社事業をより深くご理解していただくため展示コーナーを総会会場に併設しておりますので、是非お立ち寄りください。

株式会社 荏原製作所

証券コード：6361

目次

第152期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	7
第3号議案 取締役13名選任の件	9
事業報告	27
連結計算書類	65
計算書類	67
監査報告書	69



創業の精神「熱と誠」

与えられた仕事をただこなすのではなく、自ら創意工夫する熱意で取り組み、誠心誠意これをやり遂げる心をもって仕事をする。そして、何事も熱意と誠心をもって人に接すれば、相手に通じないことはない。

企業理念

水と空気と環境の分野で、優れた技術と最良のサービスを提供することにより、広く社会に貢献する。



株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第152期定時株主総会を6月23日に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び平成28年度の事業の概況について、ご報告申し上げますので、ご高覧ください。

平成29年6月

取締役
代表執行役社長

前田東一

株 主 各 位

証券コード 6361

平成29年 6月 1日

東京都大田区羽田旭町11番1号

株式会社 **荏原製作所**

取締役
代表執行役社長 前田 東 一

第152期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第152期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、**平成29年6月22日(木曜日)午後5時15分までに**議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成29年6月23日(金曜日) 午前10時
(受付開始予定時刻 午前9時) |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区高輪三丁目13番3号
SHINAGAWA GOOS 1階 TKPガーデンシティ品川 ボールルーム (ウエスト) |

[郵送による議決権の行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。

詳しくは **P5** をご参照ください。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

3. 目 的 事 項

報告事項

1. 第152期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第152期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役13名選任の件 |

4. 招集にあたって の決定事項

議決権行使書用紙の郵送と電磁的方法の双方により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効とさせていただきます。また、電磁的方法によって議決権を複数回行使された場合には、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

- 本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトの開示いたしました。
- 当社にご質問になりたい事項につきましては、当日ご質問いただくほか、インターネットでもお受けいたします。下記のウェブサイトをご利用ください。株主の皆様の関心の高い事項につきましては、本総会で取り上げさせていただきます。

〈ご質問受付ウェブサイト〉 <https://www.ebara.co.jp/ir/stocks/contact/index.html>

ユーザ名：ebara パスワード：ebr152

インターネットによる開示

1. 次の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ②連結計算書類の「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ④計算書類の「個別注記表」

なお、監査委員会及び会計監査人は、上記当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。

2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

〈当社ウェブサイト〉 <https://www.ebara.co.jp/about/ir/stock/shareholdersmeeting/index.html>

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1 出席



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

日時

平成29年6月23日(金曜日) 午前10時
(受付開始予定時刻: 午前9時)

場所

SHINAGAWA GOOS 1階 TKPガーデンシティ品川 ボールルーム(ウエスト)
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

2 郵送



郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

平成29年6月22日(木曜日) 午後5時15分到着分まで

※ 各議案につきまして、賛否の記載がない場合、“賛”の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

3 インターネット



インターネットで議決権を行使される場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

平成29年6月22日(木曜日) 午後5時15分まで

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

ウェブ行使

議決権行使ウェブサイトアドレス

<http://www.web54.net>

1 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) インターネット等により、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- (3) インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等で行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株皆様のご負担となります。

2 パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株皆様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

3 システムに係る条件について

- (1) ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（又は一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- (2) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

4 パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

※その他のお問い合わせについて

- ◆ 証券会社に口座をお持ちの株皆様
お取引の証券会社にお問い合わせください。
- ◆ 証券会社に口座のない株皆様（特別口座をお持ちの株皆様）
下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
【電話】0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

機関投資家の
皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

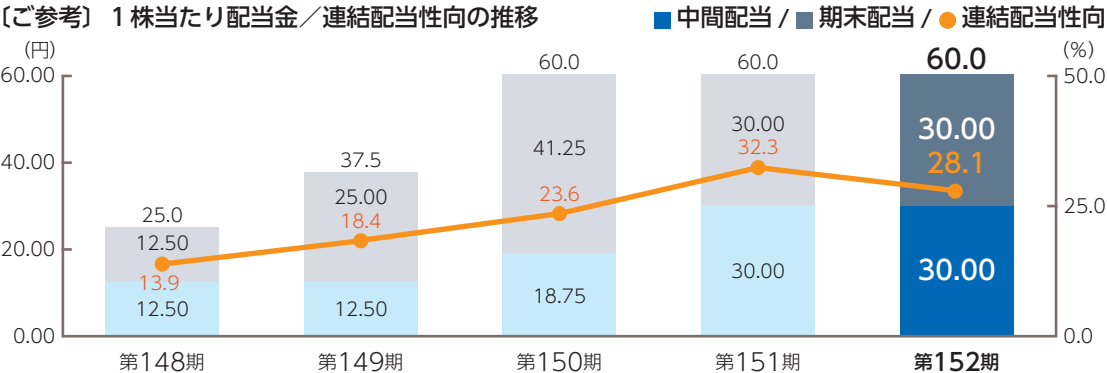
当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営方針の一つと位置付けており、配当につきましては、中長期的に連結配当性向の平均を25%程度とすることを目標に当該期の業績に連動して実施する方針としています。

この方針に基づき、第152期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援にお応えすべく、下記のとおりといたしたいと存じます。

■ 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金 銭
2	株主に対する配当財産の割当てに 関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき、金 30円 総額 3,046,452,540円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	平成29年 6 月26日

なお、当社は平成28年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しました。当社は株式併合前の平成28年9月30日を基準日として1株につき6円の間配当金をお支払いしていますので、第152期の年間配当金（36円）は、株式併合後に換算しますと、中間配当金30円、期末配当金30円を合わせた1株当たり60円に相当します。



※当社は、平成28年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しました。上記のグラフでは、過去4期にさかのぼって比較できるように第148期の期首に株式併合が行われたと仮定して表示しています。

第2号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

当社は、事業のグローバル化が進展する中、グループとして決算期を12月末に統一し業績等経営情報の開示のさらなる適時・適切化を図るため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日に変更したく、現行定款第12条（招集）、第13条（定時株主総会の基準日）、第36条（事業年度）、第37条（剰余金の配当の基準日）に所要の変更を行うものです。また、事業年度の変更に伴い、第153期事業年度を平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9ヵ月間とするため、経過措置として附則を設けるものです。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条～第11条（条文省略） （招集） 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 （定時株主総会の基準日） 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。 第14条～第35条（条文省略） （事業年度） 第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。 （剰余金の配当の基準日） 第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。	第1条～第11条（現行どおり） （招集） 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>3</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 （定時株主総会の基準日） 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12</u> 月31日とする。 第14条～第35条（現行どおり） （事業年度） 第36条 当会社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月1日から <u>12</u> 月31日までの1年とする。 （剰余金の配当の基準日） 第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12</u> 月31日とする。

現行定款	変更案
2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9月30日とする。 3 (条文省略) 第38条～第39条 (条文省略) (新設)	2 当社の中間配当の基準日は、毎年 6月30日とする。 3 (現行どおり) 第38条～第39条 (現行どおり) 附則 第1条 第36条(事業年度)の規定にかかわ らず、第153期事業年度は、平成 29年4月1日から平成29年12月31日 までの9ヵ月間とする。 第2条 第37条(剰余金の配当の基準日)第 2項の規定にかかわらず、第153期 事業年度の中間配当を行う場合の基 準日は、平成29年9月30日とする。 第3条 前2条及び本条は、第153期事業年 度の終了をもって、これを削除する。

第3号議案 取締役13名選任の件

取締役全員（14名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、ここに取締役13名の選任をお願いするものです。

指名委員会からは、取締役会で定めた「荏原製作所 コーポレートガバナンスに関する基本方針」及び同委員会で定めた取締役選任基準に照らし、取締役候補者全員が、候補者として必要な条件を満たしている旨の報告がされています。なお、当社で定める「取締役会の役割と取締役選任基準」及び「社外取締役の役割と選任基準」につきましては、25頁及び26頁をご参照ください。取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (年齢)	現在の当社における地位及び担当	取締役候補者 属 性		
1	矢 後 夏之助 (満66歳)	取締役会長 指名委員会委員 取締役会議長	再 任	非執行	
2	前 田 東 一 (満61歳)	取締役 代表執行役社長	再 任		
3	宇 田 左 近 (満62歳)	取締役 指名委員会委員長 筆頭社外取締役	再 任	社 外	独立役員
4	並 木 正 夫 (満68歳)	取締役 監査委員会委員	再 任	社 外	独立役員
5	国 谷 史 朗 (満60歳)	取締役 報酬委員会委員長	再 任	社 外	独立役員
6	松 原 亘 子 (満76歳)	取締役 指名委員会委員	再 任	社 外	独立役員
7	澤 部 肇 (満75歳)	取締役 報酬委員会委員	再 任	社 外	独立役員
8	山 崎 彰 三 (満68歳)	取締役 監査委員会委員	再 任	社 外	独立役員
9	佐 藤 泉 (満58歳)	取締役 監査委員会委員	再 任	社 外	独立役員
10	藤 本 哲 司 (満64歳)	取締役 監査委員会委員長（常勤）	再 任	非執行	
11	辻 村 学 (満66歳)	取締役 執行役専務	再 任		
12	大 井 敦 夫 (満60歳)	取締役 執行役専務	再 任		
13	津 村 修 介 (満61歳)	取締役 監査委員会委員（常勤）	再 任	非執行	

(注) 年齢は本定時株主総会時のものです。

再任…再任取締役候補者 社外…社外取締役候補者 非執行…社内非業務執行取締役候補者 独立役員…証券取引所届出独立役員

《取締役会の構成》

当社は、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすため、事業経営に関わるそれぞれの分野について、社内外を問わず十分な知識と経験を有する人材で取締役会を構成するものとします。会社経営の観点から当社にとって重要と考えられる知識・経験とは、「法務、リスク管理」、「人事・人材開発」、「財務・会計、資本政策」、「監査」、「(当社における) 個別事業経営」、「企業経営、経営戦略」、「研究・開発」、「環境」、「社会」、「内部統制・ガバナンス」の分野と定義し、すべての分野について適切な知見を有することに加えて、当社として特に期待する分野を定めて取締役候補者を選定しています。特に監査委員会においては、財務・会計に関する適切な知見を有する複数の人材を含むものとし、ます。なお、これらの分野は外部環境や会社の状況を踏まえ、適宜見直すものとし、ます。詳細は、「荏原製作所 コーポレートガバナンスに関する基本方針」第9条、第11条、第12条、第13条、第17条をご参照ください。

なお、本基本方針は、以下の当社ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.ebara.co.jp/about/ir/Governance/governance/index.html>

就任予定委員			当社が取締役候補者（社外及び非執行）に特に期待する分野※								
指名委員	報酬委員	監査委員	法務 リスク管理	人事・ 人材開発	財務・会計 資本政策	監査	企業経営 経営戦略	研究・開発	環境	社会	内部統制・ ガバナンス
◆							✳		✳	✳	✳
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
◆	◆			✳			✳			✳	✳
		◆			✳		✳	✳		✳	✳
	◆		✳			✳				✳	✳
◆				✳						✳	✳
	◆			✳	✳		✳			✳	✳
		◆			✳	✳				✳	✳
		◆	✳						✳	✳	✳
	◆				✳	✳				✳	✳
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		◆			✳	✳				✳	✳

指名委員…指名委員会委員候補者 報酬委員…報酬委員会委員候補者 監査委員…監査委員会委員候補者

※上記一覧表は、候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

候補者番号

1

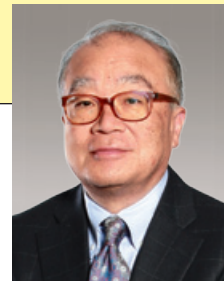
やご なつのすけ
矢後 夏之助

昭和26年5月16日生(満66歳)

再任

非執行

指名委員

所有する
当社株式数 20,100 株取締役在任
年数 13 年
※本総会終結時平成28年度における
取締役会への出席状況
14回／14回(100%)平成28年度における
指名委員会への出席状況
7回／7回(100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和52年 4 月 当社入社
 平成14年 6 月 当社執行役員
 平成16年 4 月 当社精密・電子事業本部長
 平成16年 6 月 当社取締役(現在)
 平成17年 4 月 当社精密・電子事業カンパニープレジデント

平成18年 4 月 当社常務執行役員
 平成19年 4 月 当社代表取締役社長
 平成25年 4 月 当社取締役会長(現在)
 平成27年 6 月 当社指名委員会委員(現在)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

取締役候補者とする理由

候補者は、精密・電子事業の責任者を経て社長に就任し、その任期中は着実な財務基盤の強化やコンプライアンス経営の徹底に尽力いたしました。また、会長就任後も取締役会議長として、ガバナンスの強化等を推進しており、特に「企業経営、経営戦略」及び「環境」の分野において貢献することを期待しています。

候補者の取締役会議長としての実績、社内での経歴、指名委員会等設置会社への移行におけるリーダーシップの発揮及び指名委員会委員としての積極的な活動から、今後も非業務執行の取締役として、公正に経営の監督を遂行することが可能であると判断しています。

株主の皆様へ

荏原が指名委員会等設置会社の形態をとってから2年が経ちました。取締役会はガバナンスの根底となる自身の実効性評価を第三者機関の協力を得て昨年に続いて実行し、ガバナンス体制が国内企業としては先進的で欧米の企業と比べても見劣りしないことを確認しています。今後はガバナンス体制をさらに強化して事業の収益性を向上させると同時に、事業活動を通じて地球環境の持続的な改善と社会の発展に寄与することで我々自身の価値を上げていきます。

候補者番号

2

まえ だとう いち

前田 東一

昭和30年12月24日生(満61歳)

再任

所有する
当社株式数 6,400 株取締役在任
年数 6 年
※本総会終結時平成28年度における
取締役会への出席状況
14回/14回(100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和56年 4 月 当社入社
平成19年 4 月 当社執行役員
平成22年 4 月 当社常務執行役員
平成23年 4 月 当社風水力機械カンパニー
カスタムポンプ事業統括

平成23年 6 月 当社取締役(現在)
平成24年 4 月 当社風水力機械カンパニープレジデント
平成25年 4 月 当社代表取締役社長
平成27年 6 月 当社代表執行役社長(現在)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況

業務執行あり	1社
業務執行なし	0社

取締役候補者とする理由

候補者は、当社の基幹事業であるポンプ事業の統括、風水力事業の責任者を経て、社長に就任しております。指名委員会等設置会社への移行においては、業務執行体制の構築に取り組み、迅速な意思決定による機動的な経営を推進し、競争力強化に努めています。今後も代表執行役社長を兼務する取締役として、業務執行の陣頭指揮を執り、持続的な成長を目指していくとともに、監督と執行の両面で、取締役会での決議事項や報告事項に対する適切な役割を果たすことが可能であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

株主の皆様へ

「成長への飽くなき挑戦」をスローガンとする、本年度から2019年度までの新中期経営計画「E-Plan2019」を策定いたしました。「E-Plan2019」のもとで、全事業の収益基盤を市況変動によらない強固なものとする迅速な業務執行を実行し、さらなるグループ事業規模の成長を目指していきます。特に創業の事業であり最大の売上規模であるポンプ事業については、収益面での事業強化に最優先で取り組み、結果を出していきます。今後とも株主の皆様のご理解とご支援をお願い申し上げます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

3

うだ さ こん
宇田 左近

昭和30年5月22日生(満62歳)

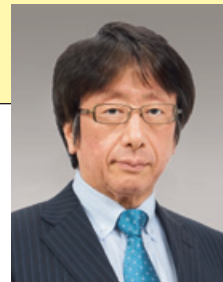
再任

社外

指名委員

独立役員

報酬委員

所有する
当社株式数 0株取締役在任
年数 6年
※本総会最終結時

略歴並びに当社における地位及び担当

平成元年7月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社(平成18年2月退職)
平成18年2月 日本郵政株式会社執行役員(平成19年10月退任)
平成19年10月 同社専務執行役員郵便事業株式会社
(現日本郵便株式会社)専務執行役員
(平成20年6月 日本郵政株式会社専務執行役退任)
(平成22年6月 郵便事業株式会社退職)
平成22年5月 ビジネス・ブレイクスルー大学大学院教授(現在)
平成22年7月 株式会社東京スター銀行執行役最高業務執行責任者
(平成23年6月退任)
平成23年6月 当社取締役(現在)

平成24年9月 原子力損害賠償支援機構(現原子力損害賠償・
廃炉等支援機構)参与(現在)
平成26年4月 ビジネス・ブレイクスルー大学経営学部長・教授(現在)
平成26年6月 株式会社ビジネス・ブレイクスルー取締役(現在)
平成27年6月 公益財団法人日米医学医療交流財団理事(現在)
同 当社指名委員会委員長(現在)
平成27年7月 当社筆頭社外取締役(現在)
平成28年4月 ビジネス・ブレイクスルー大学副学長(現在)
平成28年9月 東京都顧問(現在)
同 東京都都政改革本部特別顧問(現在)

重要な兼職の状況

ビジネス・ブレイクスルー大学大学院教授
ビジネス・ブレイクスルー大学副学長・経営学部長・教授
原子力損害賠償・廃炉等支援機構参与
株式会社ビジネス・ブレイクスルー取締役※
公益財団法人日米医学医療交流財団理事
東京都顧問
東京都都政改革本部特別顧問
(※は候補者が役員を務める上場会社)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況

業務執行あり	1社
業務執行なし	1社

平成28年度における
取締役会への出席状況
14回/14回(100%)

平成28年度における
社外取締役会議への出席状況
13回/13回(100%)

平成28年度における
指名委員会への出席状況
7回/7回(100%)

社外取締役候補者とする理由

候補者は経営戦略などの専門家及び会社経営者としてこれまで数多くの企業に携わり、経営戦略や業務改善等に関する提言を行っています。当社の社外取締役として取締役会をはじめとした重要会議において、経営全般の観点から積極的に発言している他、筆頭社外取締役として社外取締役会議をリードし取締役会における議論の質の向上に努めています。また指名委員会委員長として取締役候補者の選定等の指名委員会活動を統率しています。

今後も候補者には、特に「人事・人材開発」及び「企業経営、経営戦略」の分野において、幅広い知識と高い見識を経営の監督に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

宇田左近氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。なお、東京証券取引所の定める上場規程施行規則に従い提出する独立役員届出書に同氏の属性情報として、同氏が過去に業務執行に携わっていた郵便事業株式会社(現日本郵便株式会社)及び日本郵政株式会社と当社グループとの年間取引関係について、以下のように記載しています。

取引対象等	取引の対価の 受領者	取引の対価の 提供者	取引額の占める割合 比較対象		備考
郵便取扱い等	日本郵便株式会社	当社グループ	0.1%未満 (25百万円未満)	同社平成29年 3月期 連結営業収益	同氏は平成22年6月に 同社を退職しています。
当社グループの製品 及びアフターサービス	当社グループ	日本郵政株式会社	0.1%未満 (50百万円未満)	当社平成29年 3月期 連結売上高	同氏は平成20年6月に 同社専務執行役を退任しています。

株主の皆様へ

本年はE-Plan2019の初年度です。過去1年間、このE-Plan2019に対して、取締役会がより中長期的な視点からの議論を行うことの重要性に鑑み、活発な討議を重ねてまいりました。答えの見えない時代の中でいかに成長を実現していくのか、スピード感を持って成果に結びつけていくのか、取締役会の実効性も問われています。社外取締役会議での十分な事前討議、多様な意見、異論を許容するオープンな雰囲気醸成、取締役会評価の実施などにより、株主の皆様の厳しい眼に応えられるよう、引き続き尽力してまいります。

候補者番号

4

なみ き

まさ お

並木 正夫

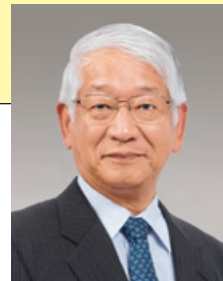
昭和24年4月2日生(満68歳)

再任

社外

独立役員

監査委員

所有する
当社株式数

0株

取締役在任
年数

5年

※本総会最終時

平成28年度における
取締役会への出席状況

14回/14回(100%)

平成28年度における
社外取締役会議への出席状況

13回/13回(100%)

平成28年度における
監査委員会への出席状況

14回/14回(100%)

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

昭和50年 4月 東京芝浦電気株式会社
(現株式会社東芝) 入社
平成15年 6月 同社執行役常務
平成17年 6月 同社執行役上席常務
平成19年 6月 同社執行役専務
平成20年 6月 同社取締役、執行役専務
平成21年 6月 同社取締役、代表執行役副社長

平成23年 6月 同社常任顧問
(平成26年6月退任)
平成24年 6月 当社取締役 (現在)
平成27年 6月 当社監査委員会委員 (現在)

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 当社を含む上場会社での役員兼職の状況

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

■ 社外取締役候補者とする理由

候補者は日本を代表する上場企業において長年にわたり経営に携わり、企業経営全般に豊富な経験を有しています。またトップメカにおけるマネジメント経験から当社の経営についても造詣が深く、取締役会をはじめとした重要会議において積極的に発言しています。また、監査委員会委員として当社及び当社グループの事業の監査を広く行い、監査委員会の活動に貢献しています。今後も候補者には、特に「財務・会計、資本政策」、「企業経営、経営戦略」及び「研究・開発」の分野において、豊富な経験と高い見識を経営の監督に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

■ 当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

並木正夫氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。なお、東京証券取引所の定める上場規程施行規則に従い提出する独立役員届出書に同氏の属性情報として、同氏が過去に業務執行に携わっていました株式会社東芝と当社グループとの年間取引関係について、以下のように記載しています。

取引対象等	取引の対価の 受領者	取引の対価の 提供者	取引額の占める割合 比較対象		備考
製品等	株式会社東芝	当社グループ	0.1%未満 (15億円未満)	同社平成29年 3月期 連結売上高	同氏は平成23年6月の同社 常任顧問就任後は業務執行 に携わっていません。
当社グループの製品 及びアフターサービス	当社グループ	株式会社東芝	1%未満 (50億円未満)	当社平成29年 3月期 連結売上高	同氏は平成23年6月の同社 常任顧問就任後は業務執行 に携わっていません。

■ 株主の皆様へ

荏原製作所が指名委員会等設置会社に移行して3年目になり、取締役会の機能もより実効性を発揮することが期待されています。一方、世界的にナショナリズムの風潮が台頭するなかでも荏原製作所の海外事業比率は確実に増加しています。海外事業のガバナンスにも留意し、株主の皆様やその他のステークホルダーの期待に応えて健全な事業の発展に貢献するよう尽力してまいります。

候補者番号

5

くにや しろう
国谷 史朗

昭和32年2月22日生(満60歳)

再任

社外

独立役員

報酬委員

所有する
当社株式数 0株取締役在任
年数 5年
※本総会終結時

■平成28年度における
取締役会への出席状況
14回／14回(100%)

■平成28年度における
社外取締役会議への出席状況
11回／13回(85%)

■平成28年度における
報酬委員会への出席状況
3回／3回(100%)

■略歴並びに当社における地位及び担当

昭和57年 4月 弁護士登録(現在)
同 大江橋法律事務所
(現弁護士法人大江橋法律事務所) 入所
昭和62年 5月 ニューヨーク州弁護士登録(現在)
平成 9年 6月 サンスター株式会社社外監査役(平成12年6月退任)
平成14年 8月 弁護士法人大江橋法律事務所代表社員(現在)
平成18年 6月 日本電産株式会社社外監査役(平成22年6月退任)

平成24年 3月 株式会社ネクソン社外取締役(現在)
平成24年 6月 当社取締役(現在)
平成25年 6月 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
社外取締役(現在)
同 武田薬品工業株式会社社外監査役(平成28年6月退任)
平成27年 6月 当社報酬委員会委員長(現在)
平成28年 6月 武田薬品工業株式会社社外取締役(監査等委員長)
(現在)

■重要な兼職の状況

弁護士
ニューヨーク州弁護士
弁護士法人大江橋法律事務所代表社員
株式会社ネクソン社外取締役※
ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社社外取締役※
武田薬品工業株式会社社外取締役(監査等委員長)※
(※は候補者が役員を務める上場会社)

■当社を含む上場会社での役員兼職の状況

業務執行あり	0社
業務執行なし	4社

■社外取締役候補者とする理由

候補者は会社法関係、国際取引や知的財産を専門とする弁護士で、これまでも取締役会をはじめとした重要会議で法的観点から積極的に発言しています。また、報酬委員会委員長として、グローバルな観点を含む広い視野に立ち、取締役や執行役の報酬の決定等の報酬委員会の活動にリーダーシップを発揮しています。今後も候補者には、特に「法務、リスク管理」及び「監査」の分野において、専門的見地と高い見識を経営の監督に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。なお、候補者は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただけると判断しています。

■当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

国谷史朗氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏と当社グループとの取引関係はなく、同氏は当社の独立性の基準を満たしております。

■株主の皆様へ

当社の社会インフラを支える物作りの伝統に技術革新をもたらし、さらなる国際展開を進めるという観点に留意しつつ、リスク管理、コンプライアンス等の専門家として監督機能を果たしていきたいと考えております。報酬委員会の委員として、あるべき役員の報酬体系、インセンティブなどについても十分に検討し、株主価値の向上に努めたいと思います。

候補者番号

6

まつ ばら

のぶ こ

松原 亘子

昭和16年1月9日生(満76歳)

再任

社外

独立役員

指名委員



所有する
当社株式数 0 株

取締役在任
年数 2 年
※本総会終結時

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和39年 4 月 労働省入省
昭和62年 3 月 同 国際労働課長
平成 3 年10月 同 婦人局長
平成 9 年 7 月 労働事務次官
平成11年 4 月 日本障害者雇用促進協会
(現独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構) 会長
平成14年 9 月 駐イタリア大使
平成14年11月 兼駐アルバニア大使兼駐サマリノ大使
兼駐マルタ大使
平成18年 1 月 財団法人21世紀職業財団
(現公益財団法人21世紀職業財団) 顧問

平成18年 6 月 三井物産株式会社社外取締役 (平成26年6月退任)
平成18年 7 月 財団法人21世紀職業財団会長
平成20年 6 月 株式会社大和証券グループ本社
社外取締役 (現在)
平成24年 7 月 財団法人21世紀職業財団名誉会長 (現在)
平成26年11月 公益財団法人日本中小企業福祉事業財団
会長 (平成27年11月退任)
平成27年 6 月 当社取締役 (現在)
同 当社指名委員会委員 (現在)
平成29年 3 月 株式会社電通社外取締役 (現在)

重要な兼職の状況

株式会社大和証券グループ本社社外取締役※
公益財団法人21世紀職業財団名誉会長
株式会社電通社外取締役※
(※は候補者が役員を務める上場会社)

当社を含む上場会社での役員兼職の状況

業務執行あり	0社
業務執行なし	3社

平成28年度における
取締役会への出席状況
14回/14回(100%)

平成28年度における
社外取締役会議への出席状況
13回/13回(100%)

平成28年度における
指名委員会への出席状況
7回/7回(100%)

社外取締役候補者とする理由

候補者は女性初の事務次官として男女雇用機会均等法策定に携った女性活躍推進の第一人者であり、労務全般にも精通しており、取締役会をはじめとする重要会議においてダイバーシティや人材育成等を中心に経営全般にわたり積極的に発言しています。また、指名委員会委員として役員候補者の選定等においては、その専門性をいかして指名委員会の活動に貢献しています。今後も候補者には、特に「人事・人材開発」の分野において、専門的見地と高い見識を経営の監督に反映していたくため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。なお、候補者は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただけると判断しています。

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

松原亘子氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。なお、東京証券取引所の定める上場規程施行規則に従い提出する独立役員届出書に同氏の属性情報として、同氏が過去に業務執行に携わっていました財団法人21世紀職業財団(現公益財団法人21世紀職業財団)と当社グループとの年間取引関係について以下のように記載しています。

取引対象等	取引の対価の 受領者	取引の対価の 提供者	取引額の占める割合 比較対象		備考
ダイバーシティに関する研修	公益財団法人 21世紀職業財団	当社グループ	2%未満 (10百万円未満)	同財団平成29年 3月期 経常収益予想 等	同氏は当該研修に 直接関与していません。

株主の皆様へ

当社は指名委員会等設置会社になり3年目を迎えます。この2年間でコーポレートガバナンス実現の枠組みは整備され、目的達成のための取組も充実してきています。私が委員をしている指名委員会においては、未だ十分とはいえないものの、経営者のサクセッションプラン作りに向けた熱心な検討を重ね、試行錯誤しながらも取組を進めています。また、新しい中期経営計画は、研究開発、新技術の積極的取り入れなどによる収益性の向上を目指しており、業容の発展が大いに期待されるところです。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

7

さわ べ はじめ

澤部 肇

昭和17年1月9日生(満75歳)

再任

社外

独立役員

報酬委員



所有する
当社株式数

0株

取締役在任
年数

2年

※本総会最終時

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

- 昭和39年 4月

東京電気化学工業株式会社
(現TDK株式会社) 入社
- 平成 8年 6月

同社取締役、記録デバイス事業本部長
- 平成10年 6月

同社代表取締役社長
- 平成18年 6月

同社代表取締役会長
- 平成20年 3月

旭硝子株式会社社外取締役
(平成26年3月退任)
- 平成20年 6月

帝人株式会社社外取締役 (平成28年6月退任)
- 同

野村證券株式会社社外取締役 (平成23年6月退任)
- 平成21年 6月

野村ホールディングス株式会社社外取締役
(平成23年6月退任)
- 平成23年 3月

株式会社日本経済新聞社社外監査役 (現在)
- 平成23年 6月

TDK株式会社取締役 取締役会議長
- 平成23年10月

早稲田大学評議員 (現在)
- 平成24年 4月

一般社団法人日本能率協会理事 (現在)
- 平成24年 6月

TDK株式会社相談役 (現在)
- 平成26年 7月

早稲田大学評議員会副会長 (現在)
- 平成27年 6月

株式会社ジャパンディスプレイ社外取締役 (現在)
- 同

当社取締役 (現在)
- 同

当社報酬委員会委員 (現在)

■ 重要な兼職の状況

株式会社日本経済新聞社社外監査役
TDK株式会社相談役
株式会社ジャパンディスプレイ社外取締役※
一般社団法人日本能率協会理事
早稲田大学評議員会副会長
(※は候補者が役員を務める上場会社)

■ 当社を含む上場会社での役員兼職の状況

業務執行あり	0社
業務執行なし	2社

■ 平成28年度における
取締役会への出席状況

12回/14回(86%)

■ 平成28年度における
社外取締役会議への出席状況

12回/13回(92%)

■ 平成28年度における
報酬委員会への出席状況

3回/3回(100%)

■ 社外取締役候補者とする理由

候補者は日本を代表する上場企業において長年にわたり経営に携わり、企業経営全般に豊富な経験を有するとともに経営企画等にも精通しています。また上場企業での社外役員経験が豊富で、様々な業界における広範な知識を有しており、これまで取締役会等の重要会議において積極的に発言しています。また、報酬委員会委員として当社の報酬体系の検討や取締役及び執行役の報酬の決定にかかわる報酬委員会の活動において、その知見に基づいて貢献しています。今後も候補者には、特に「人事・人材開発」、「財務・会計、資本政策」及び「企業経営、経営戦略」の分野において、豊富な経験と高い見識を経営の監督に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

■ 当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

澤部肇氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。なお、独立性の基準に関し、同氏が相談役を務めていますTDK株式会社と当社グループとの年間取引関係は以下に示すとおりであり、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。

取引対象等	取引の対価の 受領者	取引の対価の 提供者	取引額の占める割合 比較対象		当該取引額が示す事項 (該当する独立性基準)
精密部品	TDK株式会社	当社グループ	0.1%未満 (5億円未満)	同社平成29年 3月期 連結売上高	同社全体から見た取引額が僅少であり、 独立性に問題のないレベルであること (2)②)
当社グループの製品 及びアフターサービス	当社グループ	TDK株式会社	0.1%未満 (1億円未満)	当社平成29年 3月期 連結売上高	当社グループから見た取引額が僅少であり、 独立性に問題のないレベルであること (2)①)

■ 株主の皆様へ

株主をはじめとするステークホルダーからの受託責任を果たすべく、荏原製作所の特徴をいかして、持続的な企業価値の拡大を図り、またコーポレートガバナンスの向上に尽力してまいります。

候補者番号

8

やま ぎき

しょう ぞう

山崎 彰三

昭和23年9月12日生(満68歳)

再任

社外

独立役員

監査委員

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和45年11月	等松青木監査法人（現有限責任監査法人 トーマツ）入所	平成26年 4 月	東北大学会計大学院教授（現在）
昭和49年 9 月	公認会計士登録（現在）	平成27年 2 月	東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社 社外監査役（現在）
平成 3 年 7 月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人 トーマツ）代表社員 （平成22年6月退職）	平成27年 6 月	当社取締役（現在）
平成22年 7 月	日本公認会計士協会会長	同	当社監査委員会委員（現在）
平成25年 7 月	日本公認会計士協会相談役（現在）	同	株式会社地域経済活性化支援機構 社外監査役（現在）



所有する
当社株式数 0 株

取締役在任
年数 2 年
※本総会終結時

重要な兼職の状況

公認会計士
日本公認会計士協会相談役
東北大学会計大学院教授
東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社社外監査役
株式会社地域経済活性化支援機構社外監査役

当社を含む上場会社での役員兼職の状況

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

平成28年度における
取締役会への出席状況
13回／14回(93%)

平成28年度における
社外取締役会議への出席状況
13回／13回(100%)

平成28年度における
監査委員会への出席状況
14回／14回(100%)

社外取締役候補者とする理由

候補者は公認会計士であり会計に関し豊富な知識を有しています。また海外事務所での勤務経験や国際財務報告基準(IFRS)対応に携わる等、国際感覚も有しています。これまで取締役会等の重要会議において積極的に発言している他、監査委員会委員として公認会計士としての専門的見地から広く監査活動を行っています。今後も候補者には、特に「財務・会計、資本政策」及び「監査」の分野において、専門的見地と高い見識を経営の監督に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、候補者は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただけると判断しています。

当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

山崎彰三氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。なお、東京証券取引所の定める上場規程施行規則に従い提出する独立役員届出書に同氏の属性情報として、同氏が過去に業務執行に携わっていました監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）と当社グループとの年間取引関係について、以下のように記載しています。

取引対象等	取引の対価の 受領者	取引の対価の 提供者	取引額の占める割合 比較対象		備考
同監査法人主催 セミナー参加費 雑誌購入費等	有限責任監査法人 トーマツ	当社 グループ	0.1%未満 (50万円未満)	同監査法人 平成28年9月期 連結業務収入	同氏は平成22年6月に同監査法人 を退職しています。

株主の皆様へ

社外取締役及び監査委員会メンバーとして、自己の専門的知見に基づき荏原における適切なガバナンスを維持し健全な発展を支えることに尽力いたします。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

9

さとう いずみ

佐藤 泉

昭和34年5月28日生(満58歳)

再任

社外

独立役員

監査委員



所有する
当社株式数

0 株

取締役在任
年数

2 年

※本総会終結時

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

昭和62年 4月 弁護士登録（現在）
同 福田・中川・山川法律事務所所入所
平成 8 年 1月 佐藤泉法律事務所開設（現在）
平成14年 4月 日本大学大学院法務研究科非常勤講師
（平成27年9月退職）
平成14年 6月 一般社団法人日本鉄リサイクル工業会非常勤理事
（現在）

平成26年 4月 慶應義塾大学大学院法務研究科非常勤講師
（現在）
平成26年 6月 公益財団法人自動車リサイクル促進センター
評議員（現在）
平成27年 6月 当社取締役（現在）
同 当社監査委員会委員（現在）
平成28年 4月 東京都公害審査会委員（現在）

■ 重要な兼職の状況

佐藤泉法律事務所弁護士
一般社団法人日本鉄リサイクル工業会非常勤理事
慶應義塾大学大学院法務研究科非常勤講師
公益財団法人自動車リサイクル促進センター評議員
東京都公害審査会委員

■ 当社を含む上場会社での役員兼職の状況

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

■ 平成28年度における
取締役会への出席状況

12回／14回(86%)

■ 平成28年度における
社外取締役会議への出席状況

11回／13回(85%)

■ 平成28年度における
監査委員会への出席状況

13回／14回(93%)

■ 社外取締役候補者とする理由

候補者は環境関連を専門とする弁護士であり、環境マネジメント、CSR等にも豊富な知見を有しています。これまで取締役会等の重要会議において環境への配慮や社会とのつながり等の主にCSRの観点から積極的に発言している他、監査委員会委員として弁護士としての専門的見地から広く監査活動を行っています。今後も候補者には、特に「法務、リスク管理」及び「環境」の分野において、専門的見地と高い見識を経営の監督に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、候補者は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただけると判断しています。

■ 当社及び当社の子会社、関連会社並びに主要取引先との間の特別の利害関係

佐藤泉氏と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。独立性の基準に関し、同氏は当社の独立性の基準を満たしています。なお、東京証券取引所の定める上場規程施行規則に従い提出する独立役員届出書に同氏の属性情報として、同氏が業務執行に携わっている佐藤泉法律事務所と当社グループとの年間取引関係について、以下のように記載しています。

取引対象等	取引の対価の 受領者	取引の対価の 提供者	取引額の占める割合 比較対象		備考
環境管理に関する 助言等	佐藤泉法律事務所	当社グループ	0.1%未満 (10万円未満)	同事務所 平成25年12月期 売上高	平成26年度以降、当社グループと 同事務所の間に取引はありません。

■ 株主の皆様へ

株式会社荏原製作所は、水、空気、環境、情報の分野において、社会課題の解決に寄与してまいりました。持続的な企業活動は、株主、顧客、従業員その他の重要なステークホルダーによって支えられているばかりではなく、将来世代にも支持されることが必要です。このような認識のもとに、私は社外取締役として、当社のガバナンスの強化及び企業価値の向上に貢献させていただきます。

候補者番号

10

ふじもと

てつじ

藤本 哲司

昭和28年1月9日生(満64歳)

再任

非執行

監査委員

所有する
当社株式数 36,700 株取締役在任
年数 10 年
※本総会終結時平成28年度における
取締役会への出席状況
14回/14回(100%)平成28年度における
監査委員会への出席状況
14回/14回(100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和51年 4月 当社入社
 平成16年 4月 当社執行役員
 同 当社管理本部財務・管理統括
 平成19年 6月 当社取締役(現在)
 平成20年 4月 当社常務執行役員
 平成23年 4月 当社経理財務・連結経営・内部統制担当

平成24年 4月 荏原環境プラント株式会社 代表取締役社長
 (平成25年4月退任)
 平成24年 6月 当社専務執行役員
 平成25年 4月 当社環境事業カンパニープレジデント
 平成27年 6月 当社監査委員会委員長(現在)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

取締役候補者とする理由

候補者は、当社にて経理財務部門での豊富な経験があり、経理財務、連結経営を統括するとともに、環境事業の責任者として経営の一角を担ってきました。特に「財務・会計、資本政策」及び「監査」の分野における専門的な知見を有しており、監査委員会委員長として監査委員会活動においてリーダーシップを発揮しています。今後も候補者には、専門的な知見や業務執行経験等をいかして、非業務執行の取締役及び社内の状況に精通した監査委員としての職責を担いつつ、公正で客観的に経営の監督を遂行することが可能であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

株主の皆様へ

指名委員会等設置会社に移行して2年。この間、原油価格の下落や熊本地震の発生、為替相場の変動など、事業業績に影響を与える出来事が次々と起きています。これら目まぐるしい経営環境の変化に迅速に対応するため取締役会は執行部門への大幅な権限委譲を進めると同時に執行部門に対する監督機能を強化しました。私は取締役の一人としてコーポレートガバナンスの確立に努めるとともに監査委員として業務監査と会計監査の実効性を高め、以って株主の皆様の負託に応えます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

11

つじ むら まなぶ

辻村 学

昭和26年3月11日生(満66歳)

再任



所有する
当社株式数 6,200 株

取締役在任
年数 8 年
※本総会終結時

平成28年度における
取締役会への出席状況
14回/14回(100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和49年 4 月 当社入社
平成14年 6 月 当社執行役員
平成19年 4 月 当社常務執行役員
平成21年 4 月 当社技術・研究開発統括部長
平成21年 6 月 当社取締役(現在)

平成23年 4 月 当社精密・電子事業カンパニー
プレジデント
同 当社技術・研究開発・知的財産担当(現在)
平成25年 4 月 当社専務執行役員
平成27年 6 月 当社執行役専務(現在)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況

業務執行あり	1社
業務執行なし	0社

取締役候補者とする理由

候補者は、当社の精密・電子事業の責任者として、そのグローバルな経営を強力なリーダーシップをもって推進してきたことに加え、将来の事業シーズを握る、全社の技術・研究開発部門を統括する役割を担い、後継者の育成に努めてきました。
今後も中長期の成長戦略の中核とも言える荏原グループ全体の技術・研究開発部門の長として業務執行での重責を担いつつ、全社を監督する立場との両面から取締役会での決議事項等に対する適切な発言を行うなど、重要な役割を果たすことが可能であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

株主の皆様へ

当社の3カンパニー(風水力・環境・精密)はそれぞれ異なった文化(技術)を持っています。コーポレートの知財と研究は事業と三位一体となって、その異文化(異技術)を交流させ融合して、新たな文化(技術)を創生することが可能です。温故知新、過去100年の歴史を振り返り、現在の荏原を精査し、そして次の新たな100年の基礎を創るよう努力いたします。そして、株主の皆様の視点に立ち、取締役としての経営監督責任を果たすことをお約束いたします。

候補者番号

12

おお い

あつ お

大井 敦夫

昭和32年2月20日生(満60歳)

再任



所有する
当社株式数 6,100 株

取締役在任
年数 5 年
※本総会終結時

平成28年度における
取締役会への出席状況
14回／14回(100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和56年 4 月 当社入社
平成20年 4 月 当社執行役員
平成20年10月 当社経営企画統括部長
平成22年 4 月 当社専務執行役員
平成23年 4 月 当社風水力機械カンパニー海外マーケティング統括

平成24年 4 月 当社風水力機械カンパニーバイスプレジデント
兼海外事業統括
平成24年 6 月 当社取締役（現在）
平成25年 4 月 当社風水力機械カンパニープレジデント（現在）
平成26年 4 月 当社専務執行役員
平成27年 6 月 当社執行役専務（現在）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況

業務執行あり	1社
業務執行なし	0社

取締役候補者とする理由

候補者は、海外営業部門に従事した後、長きにわたり経営企画部門長として経営計画の策定等に携わった経験を有しています。現在は業務執行を兼務する取締役として、風水力事業の責任者を務め、中期経営計画に掲げるポンプを中心とした風水力事業のグローバル展開をM&A等を通じて積極的に推進し、実績を上げています。今後も風水力事業のトップとして主力事業を牽引するとともに、これまでに培われた豊富な経験とグローバルな幅広い視野をいかし経営の重要事項の決定に適切な役割を果たすことが可能であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

株主の皆様へ

私は、当社の企業理念「水と空気と環境の分野で、優れた技術と最良のサービスを提供することにより、広く社会に貢献する。」に沿い、風水力事業の新中期経営計画を社会規範に則った活動を通じて実現していくこと、そしてその実現に必要な適切なリスクヘッジとリスクテイクを可能にするコーポレートガバナンス体制の向上に尽力してまいります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

13

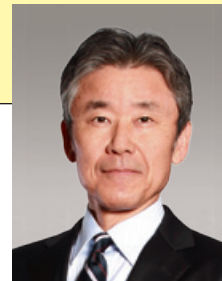
つ むら しゅう すけ
津村 修介

昭和31年4月5日生(満61歳)

再任

非執行

監査委員

所有する
当社株式数 1,346 株取締役在任
年数 2 年
※本総会終結時平成28年度における
取締役会への出席状況
14回／14回(100%)平成28年度における
監査委員会への出席状況
14回／14回(100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和56年 4 月 当社入社
平成21年 7 月 当社財務・管理統括部財務室長
平成24年 4 月 当社連結経営推進室長
平成25年 4 月 当社経理財務統括部副統括部長

平成26年 6 月 当社常勤監査役
平成27年 6 月 当社取締役(現在)
同 当社監査委員会委員(現在)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

当社を含む上場会社での役員兼職の状況

業務執行あり	0社
業務執行なし	1社

取締役候補者とする理由

候補者は、当社や当社関係会社にて経理財務部門での豊富な経験があることに加えて、当社が監査役会設置会社であった時代には、当社常勤監査役として独立した立場から、経営に対して監視、監督する役割を担ってきました。現在は、特に「財務・会計、資本政策」及び「監査」の分野における専門的な知見に基づいて、監査委員会委員として委員会運営を支えるなど貢献しています。

今後も非業務執行の取締役として公正に経営の監督を遂行するとともに、社内出身の監査委員として、適切な委員会運営を推進できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

株主の皆様へ

本年度は、収益基盤を強固なものとし「成長への飽くなき挑戦」を掲げる新たな中期経営計画「E-Plan2019」がスタートします。計画の着実な実行に向けて会社の礎を支えるグループガバナンスの強化が必須であり、当社が次の百年も社会に必要とされる会社であり続けるには、内部統制やリスクマネジメントの面から企業としての成熟度を高めていくことが喫緊の課題と認識しています。私は、これまでの経験をいかし経営に対して公正で実効性の高い監視、監督に努めてまいります。

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する特記事項は、次のとおりです。

(1)社外取締役候補者佐藤泉氏の戸籍上の氏名は、秋山泉です。

(2)当社は、宇田左近、並木正夫、国谷史朗、松原亘子、澤部肇、山崎彰三、佐藤泉の7氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。なお、本議案において7氏の再任が承認可決された場合には、7氏は引き続き独立役員となります。

(3)社外取締役候補者が最後に選任された後、在任中に判明した当社における法令違反等については、事業報告「1.企業集団の現況に関する事項（11）その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載のとおりです。宇田左近、並木正夫、国谷史朗、松原亘子、澤部肇、山崎彰三、佐藤泉の7氏は、これらの報告に接するまでは当該状況について認識していませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行い、注意を喚起していました。また、判明後においては、早急な事案の究明、再発防止の必要性等について意見表明を行い、その職責を果たしています。

(4)宇田左近、並木正夫、国谷史朗、松原亘子、澤部肇、山崎彰三、佐藤泉の7氏が過去5年間に他の株式会社の役員に就任していた場合において、その在任中の当該他の株式会社における法令違反等について該当の事実はありません。

(5)社外取締役候補者の独立性等

①社外取締役候補者は、いずれも、過去に当社又は当社子会社の業務執行者又は役員であった事実はありません。

②社外取締役候補者は、いずれも、現在当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、過去5年間にも該当の事実はありません。

③社外取締役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬等を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていた事実もありません。

④社外取締役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

⑤社外取締役候補者は、いずれも、過去2年間に当社が合併等を行った会社の業務執行者であった事実はありません。

3. 責任限定契約の内容の概要は、次のとおりです。

当社と宇田左近、並木正夫、国谷史朗、松原亘子、澤部肇、山崎彰三、佐藤泉の7氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。なお、本議案において7氏の再任が承認可決された場合には、当社は引き続き7氏と同様の契約を継続する予定です。

4. 本議案が承認された場合には、指名、報酬及び監査委員会の構成について以下を予定しています。

指名委員会	宇田 左近、松原 亘子、矢後 夏之助
報酬委員会	宇田 左近、国谷 史朗、澤部 肇
監査委員会	並木 正夫、山崎 彰三、佐藤 泉、藤本 哲司、津村 修介

なお、各委員会の委員長については、委員の互選により決定することとしています。

取締役会の役割と取締役選任基準

取締役会は、すべてのステークホルダーの立場について合理的な範囲で最大限の考慮をしつつ、株主から負託された「企業価値を継続的に向上させる」という命題を実現するために最善の努力を払わなければなりません。不祥事等のダウンサイドリスクを未然に防ぐための統制環境を整える観点（守りの姿勢）に加えて、アップサイドリスク、即ち事業機会の逸失を防止するために経営陣が果敢な挑戦を行えるような環境を整える観点（攻めの姿勢）においてリーダーシップを発揮することが求められます。

守りと攻めの両面でリーダーシップ発揮を可能とするために、取締役会は、多様な意見を交わすことで内輪の議論に陥ることを避けつつ、最良の結論を導き出すことのできる場でなければなりません。そのためには事業経営の観点から重要である事項について、社内外を問わず十分な知識と経験を有する人材で構成される必要があります。取締役には、自身が特定の分野において十分な専門的知見を有することに加えて、専門知識を有する構成員からの意見及び社内外からの情報に基づいて判断を下せる幅広い見識や論理的思考力を有することが求められます。

また、取締役会は、業務執行を担う経営陣に対する実効的な監督を可能とし、かつ業務執行の進捗状況及びその結果について業務執行とは独立した立場から客観的に評価し意見を述べることを可能とするために、監督と執行の明確な役割分担を実現しなければなりません。そのための機関設計として、業務執行の権限と責任を執行役に委任可能な指名委員会等設置会社を採用し、コーポレートガバナンスの要諦をなす指名、報酬及び監査の各委員会を取締役会内に設けると同時に、執行役を兼務する取締役は現実的な範囲で最小限とした上で、非業務執行取締役（独立社外取締役と執行役を兼務しない社内出身取締役）を有効に活用することが望まれます。

このような観点から取締役会の構成にあたっては、独立社外取締役、社内出身非業務執行取締役及び執行役を兼務する取締役のバランスを考慮しつつ、独立社外取締役を全取締役の半数以上とした上で、社内出身者も含めた非業務執行取締役を全取締役の過半数とします。

また、取締役会内に設置される指名、報酬及び監査委員会はその独立性と客観性を確保するために非業務執行取締役のみで構成し、各委員会の委員の過半数は独立社外取締役とします。

社外取締役の役割と選任基準

社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、当社の経営の成果及び執行役のパフォーマンスを随時検証・評価し、株主共同の利益の観点から、現執行役に経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することを、その主たる役割の一つとします。

社外取締役候補者は、業務執行とは完全に独立した立場で経営の本質に関する議論に参加できるよう、会社経営の観点から重要と考えられる分野において十分な専門的知見を有する人物より決定します。

また、東京証券取引所が定める独立性基準を基に独自の独立性基準を設けています。

【独立性基準】

社外取締役には当社との間で重大な利害関係がない独立性のある者を選定するものとする。「重大な利害関係がない独立性のある者」とは以下に掲げる事項のいずれにも該当しない者を言う。

- 1) 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件に該当しない、当社及び当社子会社の内部従事者及び内部出身者
- 2) 当社及び当社連結子会社（以下、「荏原グループ」）と重要な取引関係がある企業の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役、執行役員又は業務を執行する社員に5年以内になったことのある者。「荏原グループと重要な取引関係がある企業」とは以下のいずれかに該当するものを言う。
 - ① 荏原グループの過去3年間の連結売上高に対し1年度でも2%以上の売上を行った企業
 - ② 荏原グループの過去3年間の調達で1年度でも調達先企業において連結売上高の2%以上に該当した企業
 - ③ 荏原グループの過去3年間の平均年度末借入残高が多い金融機関上位2行
- 3) 当社の大株主又はその利益を代表する者
具体的には、取締役候補者選定時から過去2年以内に発行済株式総数の10%以上を保有していた株主又はその利益を代表していた企業の取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人
- 4) 荏原グループに専門的サービスを提供している者
“専門的サービス”は、提供内容により以下の区分を行う。
 - ① 公認会計士
過去5年以内に荏原グループの会計監査業務に直接従事していた者
 - ② 弁護士、税理士、弁理士、司法書士又は経営コンサルタント
過去3年以内に荏原グループにサービス業務を提供し、年間1,000万円（税込）以上の報酬を得たことがある者
- 5) 荏原グループから寄付、融資、債務保証を受けている者又は受けている営利団体に所属している者
- 6) 第1号又は第2号のいずれかに該当する親族を二親等以内に有する者又はそれ以外の親等でも該当する親族と同居している者
- 7) 荏原グループから取締役又は監査役を受け入れている会社の取締役、監査役、執行役又は執行役員に現在就任している者

以上

第152期事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 業績の全般的概況

当連結会計年度における事業環境は、好調が持続する米国に加えて、アジアでも景気の持ち直しの動きが出ています。日本国内でも公共投資が底堅く、民間設備投資も持ち直しつつあり、全体として市況は緩やかに回復しました。

一方で、当連結会計年度の受注高は、精密・電子事業では半導体市場の堅調な設備投資を受け増加したものの、風水力事業が石油・ガス市場の顧客の低調な設備投資を受け減少し、エンジニアリング事業は前年度好調だった長期包括案件の受注が反動減となったことなどから、全体としては前年度を下回りました。売上高と営業利益についても、精密・電子事業で増加したものの、風水力事業とエンジニアリング事業で減少し、前年度を下回りました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益については、前年度に訴訟損失引当金繰入額を計上した影響で、当年度は前年度比で増加しました。

当連結会計年度の売上高は4,761億4百万円（前年度比2.1%減）、営業利益は299億95百万円（前年度比21.1%減）、経常利益は284億64百万円（前年度比22.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は205億87百万円（前年度比19.3%増）となりました。

売 上 高

4,761億4百万円 前年度比
2.1%減



営 業 利 益

299億95百万円 前年度比
21.1%減



経 常 利 益

284億64百万円 前年度比
22.0%減



親会社株主に帰属する当期純利益

205億87百万円 前年度比
19.3%増



② 事業の種類別セグメントの概況

〈事業別売上高及び売上高構成比〉

セグメントの名称	売上高	構成比
■ 風水力事業	2,922億46百万円	61.4%
ポンプ事業	1,715億34百万円	36.0%
コンプレッサ・タービン事業	685億21百万円	14.4%
冷熱事業	316億52百万円	6.6%
その他	205億37百万円	4.4%
■ エンジニアリング事業	680億64百万円	14.3%
■ 精密・電子事業	1,141億20百万円	24.0%
■ その他	16億72百万円	0.3%

風水力事業



ポンプ事業では、国内において、建築設備関連や社会インフラ関連

投資が前年度並みの中、公共部門の受注は堅調でした。海外においては、北米やアジアなどの一部の地域で水インフラ関連や、電力向けの案件を受注するなどしたものの、石油・ガス関連のポンプ需要が落ち込んでおり、受注は低調に推移しました。

コンプレッサ・タービン事業では、原油価格の持ち直しなどにより、一部の地域では停滞していた設備投資に動きがみられ、アジアの石油精製プラントなど中小型の案件などを受注したものの、全体的には市場の本格的な回復には至らず、受注高は前年度を下回りました。

冷熱事業では、国内市場が回復基調ですが、中国市場では厳しい競争環境が続いており、受注高は前年度を下回りました。

当連結会計年度における風水力事業の売上高は2,922億46百万円（前年度比8.9%減）、セグメント利益は94億76百万円（前年度比51.0%減）となりました。

▶ 売上高構成比

61.4%



▶ 売上高の推移

2,922億46百万円
(前年度比 8.9%減)

3,208億29百万円

第151期 第152期

▶ セグメント利益の推移

94億76百万円
(前年度比 51.0%減)

193億35百万円

第151期 第152期

エンジニアリング事業

エンジニアリング事業では、廃棄物処理施設の建設工事（EPC）や、施設の建設から長期的な運営までを含めたDBO方式での発注量は、前年度とほぼ同等で推移しました。既存施設の運転及び維持管理（O&M）の発注量については例年どおり推移しました。一方で、国のエネルギー政策の見直しに伴って、民間企業におけるバイオマス等を用いた発電施設の計画は増加しました。このような状況の中、DBO案件1件、既存施設の基幹設備改良工事1件、長期包括1件、木質バイオマス発電施設の建設工事2件の大型受注がありましたが、受注高は前年度を下回りました。なお、第4四半期において、DBO案件1件の優先交渉権を取得しています。

当連結会計年度におけるエンジニアリング事業の売上高は680億64百万円（前年度比3.3%減）、セグメント利益は57億60百万円（前年度比10.4%減）となりました。

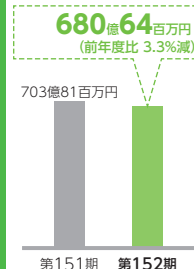


▶ 売上高構成比

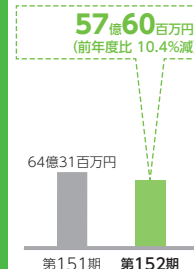
14.3%



▶ 売上高の推移



▶ セグメント利益の推移



精密・電子事業

精密・電子事業では、サーバ向けストレージの需要増加などを背景とした3次元NANDフラッシュメモリなどの投資が好調に推移し、また大手顧客のロジック先端投資も堅調に推移しました。このような中で当社の主力製品であるCMP装置及びコンポーネント機器の需要が拡大しました。

当連結会計年度における精密・電子事業の売上高は1,141億20百万円（前年度比22.3%増）、セグメント利益は141億15百万円（前年度比20.7%増）となりました。

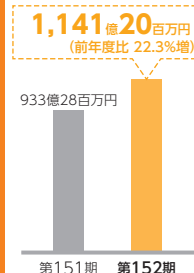


▶ 売上高構成比

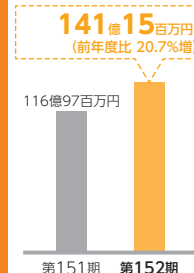
24.0%



▶ 売上高の推移



▶ セグメント利益の推移



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、生産能力拡大及び生産性向上を目的とした設備への投資を中心に226億75百万円を実施しました。なお、投資金額には、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資も含めています。

そのうち、事業の種類別セグメントの設備投資は以下のとおりです。なお、投資金額にはセグメント間取引を含めています。

セグメントの名称	設備投資額 (百万円)	設備投資の内訳
■ 風水力事業	11,831	生産能力の維持増強及び生産性向上を目的とした投資を行いました。
■ エンジニアリング事業	1,107	情報設備や機能向上を目指した技術開発を中心に投資を行いました。
■ 精密・電子事業	7,432	生産能力増強投資を中心に投資を行いました。



2016年11月に竣工した熊本新工場
(精密・電子事業)

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、平成28年11月に株式会社荏原製作所130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還権の行使を宣言したことにより、本社債の株式転換が進みました。株式転換額は199億66百万円で、同年12月に本社債の株式転換後の残存額の全て（22百万円）を繰上償還しました。このほか、長期借入金140億79百万円及び短期借入金155億円の資金調達を行う一方、長期借入金196億15百万円及び短期借入金129億99百万円を返済しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成31年度を目標年度とする3ヵ年の中期経営計画「E-Plan2019」に基づき、世界規模で事業展開し成長する産業機械メーカーへとさらなる発展を目指すために、全事業の収益性を徹底的に改善することを目標とし、「成長への飽くなき挑戦」を実践していきます。

また、当社グループはその実践に向け、競争し挑戦する企業風土へと変革するため、人事制度を改定し、年功性を排除することにより人材登用の活性化と実力主義・成果主義を徹底するとともに、組織については、大型化・フラット化を実行し、組織数を半減させ、組織運営の効率化を推進していきます。

(ご参考) 中期経営計画「E-Plan2019」

1. 前中期経営計画「E-Plan2016」の総括

(1) 「グループ全体基本方針及び数値目標」

以下の4つの基本方針のもと、E-Plan2016計画期間を「『経営基盤強化』から『成長』へと明確に舵を切る変換点」と位置付け、スピード感を持った変化の実現と成長の加速を図る施策に注力しました。その結果、環境プラント事業、精密・電子事業は、売上高、営業利益において、計画値を上回る堅調な事業運営が続き、計画を達成しました。一方、風水力事業においては、原油価格低迷に伴う、顧客からの発注延期や投資判断の先送り、中国経済の成長鈍化による需要低迷、国内デフレ経済の長期化などの外部要因に加え、各事業での施策進捗の遅れなどの内部要因により計画が未達となり、全社における達成すべき目標も未達となりました。

【4つの基本方針】

- ①市場の成長を確実に当社ビジネスに取り込むこと
- ②製品・プラントのライフサイクル全体を対象とするサービス業たること
- ③産業機械メーカーとしてのCore Competence（技術力）を継続的に強化していくこと
- ④グローバル事業展開を支える経営インフラの拡充を図ること

(2) 全社数値目標の達成結果

	平成26年度実績 (2014年度)	平成27年度実績 (2015年度)	平成28年度実績 (2016年度)	E-Plan2016計画
投下資本利益率(ROIC)※	6.9%	4.8%	5.6%	7.0%以上
ROE	10.5%	7.2%	8.0%	11 - 12%
D/Eレシオ	0.51倍	0.50倍	0.36倍	0.4 - 0.6倍
売上高営業利益率	7.2%	7.8%	6.3%	8.0%以上

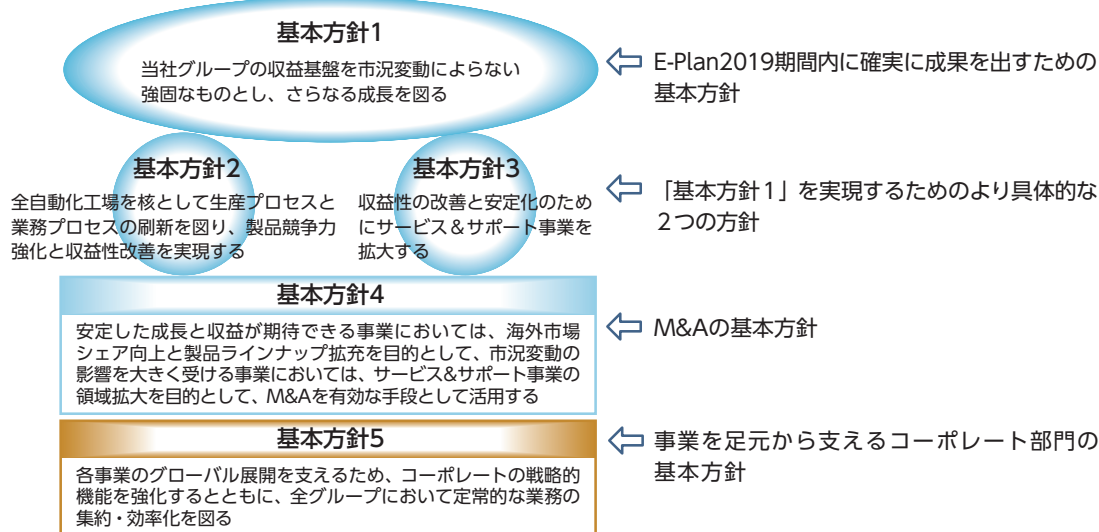
※ROIC＝親会社株主に帰属する当期純利益÷(有利子負債(期首期末平均)＋自己資本(期首期末平均))

2. 新中期経営計画「E-Plan2019」

(1) グループ基本方針

E-Plan2019のグループ基本方針を5つ策定しました。

グループ基本方針の構造



(2) 達成すべき目標

① 重要経営指標

項目	ROIC
グループ全体	8.0%以上

② 事業遂行上の重点指標

全社ROIC8.0%以上を達成すべく、各事業において売上高営業利益率を「事業遂行上の重点指標」と位置付けます。

項目	売上高営業利益率
グループ全体	9.0%以上
風水力事業	8.5%以上
(ポンプ事業)	(8.0%以上)
(コンプレッサ・タービン事業)	(11.0%以上)
(冷熱事業)	(7.0%以上)
環境プラント事業	11.0%以上
精密・電子事業	12.0%以上

③ 連結売上高目標を5,000億円以上とします。

④ 設備投資600億円、投融資100億円、研究開発350億円を投じます。

⑤ 株主還元（配当・自社株買い）を現状より拡充し、連結総還元性向30%以上を目標とします。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分 \ 年度	第149期 (平成25年度)	第150期 (平成26年度)	第151期 (平成27年度)	第152期 (平成28年度) (当連結会計年度)
受注高 (百万円)	512,276	487,553	491,280	477,956
売上高 (百万円)	448,657	482,699	486,235	476,104
営業利益 (百万円)	32,194	34,567	38,011	29,995
経常利益 (百万円)	31,311	36,258	36,471	28,464
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	18,973	23,580	17,254	20,587
1株当たり当期純利益 (円)	40.86	50.77	37.12	213.71
総資産 (百万円)	530,211	570,392	579,860	588,457
純資産 (百万円)	215,048	247,553	250,444	277,509
ROIC (%)	5.8	6.9	4.8	5.6
ROE (%)	9.6	10.5	7.2	8.0

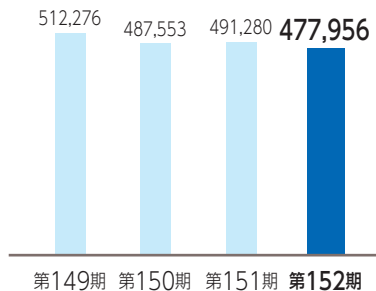
(注) 1. 平成28年10月1日付で当社普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しています。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しています。

なお、第149期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定した場合の推移は、以下のとおりです。

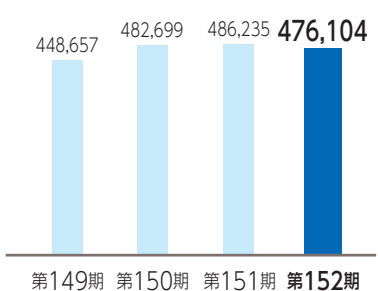
区分 \ 年度	第149期 (平成25年度)	第150期 (平成26年度)	第151期 (平成27年度)	第152期 (平成28年度) (当連結会計年度)
1株当たり当期純利益 (円)	204.31	253.83	185.58	213.71

2. 当連結会計年度において、第151期に行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第151期の総資産について暫定的な会計処理の確定の内容を反映させています。

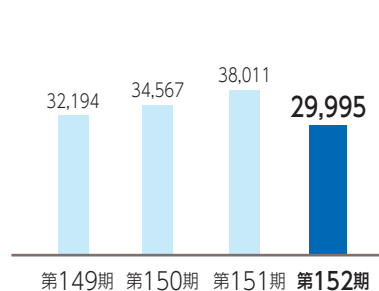
受注高 (百万円)



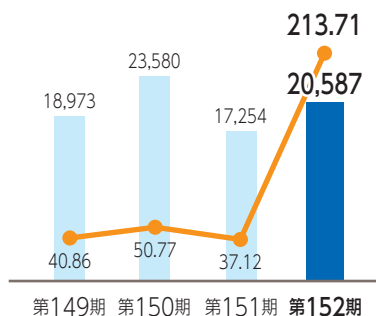
売上高 (百万円)



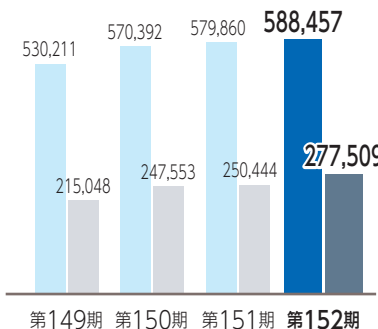
営業利益 (百万円)



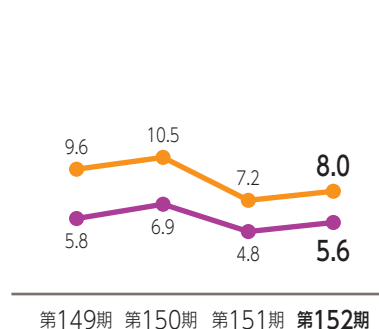
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) ■ /
1株当たり当期純利益 (円) ●



総資産 (百万円) ■ / 純資産 (百万円) ■



ROIC (%) ● / ROE (%) ●



(注) 平成28年10月1日付で当社普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しています。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成29年3月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	本社所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社荏原エリオット	千葉県 袖ヶ浦市	百万円 450	※ 100.0 %	コンプレッサ、タービン、プロワの 製造・販売、アフターサービス
荏原冷熱システム株式会社	東京都 大田区	百万円 450	100.0	冷凍機、冷却塔の製造・販売、 アフターサービス
株式会社荏原電産	東京都 大田区	百万円 450	100.0	電気機械器具の製造・販売、電気設備、 計装工事の施工
株式会社荏原風力機械	三重県 鈴鹿市	百万円 445	100.0	送風機の製造・販売、アフターサービス
荏原環境プラント株式会社	東京都 大田区	百万円 5,812	100.0	廃棄物処理施設の設計・施工及び 運転・維持管理
株式会社荏原フィールドテック	神奈川県 藤沢市	百万円 475	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、 試運転、アフターサービス
株式会社荏原エージェンシー	東京都 大田区	百万円 80	100.0	ビジネスサポートサービス、 保険・旅行代理業
Ebara International Corporation	米国	千米ドル 35,250	※ 100.0	超低温用水中ポンプの製造・販売、 標準ポンプの販売
Ebara Industrias Mecanicas e Comercio Ltda.	ブラジル	千ブラジルレアル 99,103	※ 100.0	深井戸用水中モータ・ポンプの製造販売
Thebe Bombas Hidráulicas S.A.	ブラジル	千ブラジルレアル 13,999	※ 100.0	一般産業、農業、建築・建設向け 小型陸上ポンプ製品の製造販売
荏原機械（中国）有限公司	中国	千米ドル 61,938	100.0	標準ポンプの製造・販売、 アフターサービス
荏原機械淄博有限公司	中国	千米ドル 41,000	※ 100.0	大型ポンプ、高圧ポンプの製造・販売
嘉利特荏原泵業有限公司	中国	千米ドル 11,000	51.0	プロセスポンプ、高圧ポンプの製造・販売
Ebara Pumps Europe S.p.A.	イタリア	千ユーロ 22,400	100.0	ステンレスプレスポンプ、 鋳物ポンプの製造・販売
Elliott Company	米国	千米ドル 1	※ 100.0	コンプレッサ、タービンの製造・販売、 アフターサービス
Elliott Ebara Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 340	※ 100.0	コンプレッサ、タービンのアフターサービス
烟台荏原空調設備有限公司	中国	百万円 1,888	※ 100.0	冷凍機、冷却塔の製造・販売
青島荏原環境設備有限公司	中国	百万円 3,150	※ 100.0	ボイラ・熱交換器等の製缶品の製造・販売
Ebara Technologies Incorporated	米国	千米ドル 44,560	※ 100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、 アフターサービス
Ebara Precision Machinery Korea Incorporated	韓国	百万ウォン 5,410	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、 アフターサービス
台湾荏原精密股份有限公司	台湾	千台湾ドル 330,000	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、 アフターサービス
Ebara Precision Machinery Europe GmbH	ドイツ	千ユーロ 11,145	100.0	真空ポンプ、CMP装置等の販売、 アフターサービス

(注) 1. ※印は、間接保有を含む比率です。

2. 平成28年10月1日付で、当社の連結子会社である荏原ハマダ送風機株式会社は、商号を株式会社荏原風力機械に変更しています。

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ 重要な関連会社の状況

会社名	本社所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
水ing株式会社	東京都港区	百万円 5,500	% 33.3	水処理、環境衛生施設の設計・施工及び運転・維持管理

(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

事業	主要製品
風水力事業	ポンプ、コンプレッサ、タービン、冷熱機械、送風機
エンジニアリング事業	都市ごみ焼却プラント、産業廃棄物焼却プラント、水処理プラント
精密・電子事業	真空ポンプ、CMP装置、めっき装置、排ガス処理装置

(8) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都大田区	袖ヶ浦事業所	千葉県袖ヶ浦市
北海道支社	札幌市白石区	中袖地区事務所	千葉県袖ヶ浦市
室蘭事務所	北海道室蘭市	富津事業所	千葉県富津市
東北支社	仙台市宮城野区	藤沢事業所	神奈川県藤沢市
北陸支社	新潟市中央区	中部支社	名古屋市西区
羽田事務所	東京都大田区	鈴鹿事業所	三重県鈴鹿市
羽田東事務所	東京都大田区	大阪支社	大阪市北区
東京支社	東京都大田区	中国支社	広島市西区
栃木事業所	栃木県栃木市	九州支社	福岡市博多区
北関東支社	さいたま市北区	熊本事業所	熊本県玉名郡

② 重要な子会社

前記の「(6) 重要な親会社及び子会社の状況②重要な子会社の状況」をご参照ください。

③ 重要な関連会社

前記の「(6) 重要な親会社及び子会社の状況④重要な関連会社の状況」をご参照ください。

(9) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

セグメントの名称	従業員数	前年度末比増減数
風水力事業	11,150名	25名増
エンジニアリング事業	2,645名	54名減
精密・電子事業	1,885名	91名増
その他・共通部門	637名	15名減
合 計	16,317名	47名増

（注）従業員数は就業人員数を記載しています。

(10) 主要な借入先（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	24,562
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,934
株式会社日本政策投資銀行	7,000
株式会社三井住友銀行	5,184
株式会社商工組合中央金庫	4,500
三井住友信託銀行株式会社	4,298

（注）上記のほか、シンジケートローンによる借入金（総額10,000百万円）があります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 旧本社・羽田工場跡地売却に関する係争について

当社は、旧本社・羽田工場の跡地についてヤマト運輸株式会社との譲渡契約に従い明渡しが完了していますが、その後、同社の物流ターミナル建設工事に伴い石綿含有スレート片が発見され、平成24年3月28日、同社より譲渡契約における債務不履行又は瑕疵担保責任を理由に85億5百万円及び遅延損害金の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起されました。平成28年4月28日、東京地方裁判所は、同社の請求の一部を認め、当社に対し56億18百万円及び遅延損害金の支払いを命じ、同社のその余の請求を棄却する旨の判決がありました。当社は、本判決について平成28年5月17日に控訴の申立てを行い、現在、東京高等裁判所にて審理中です。今後も適切に対応していきます。

② 共同住宅における防火区画貫通部の排水管工事に係る不適合施工について

当社が共同住宅で行った既設排水管を取り替える管更新工事（工事期間：平成21年7月から平成23年11月）において、防火区画を貫通する部分の配管が建築基準法に定める仕様と異なる仕様で施工されていたおそれがあり、国土交通省に報告しました。関係特定行政庁による調査の結果、平成28年9月16日に建築基準法違反であったことが判明し、国土交通省及び関係特定行政庁からは是正措置を講じるよう指示を受け、是正工事に順次着手しています。

2 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 101,736,053株 (前年度末比364,308,543株減少)
(うち、自己株式の数 187,635株)
- (3) 資本金の額 78,764,839,023円 (前年度末比10,004,328,100円増加)
- (4) 株主数 24,783名 (前年度末比6,077名減少)
- (5) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	10,021	9.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	9,627	9.5
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	7,170	7.1
THE BANK OF NEW YORK 133522	2,336	2.3
株式会社みずほ銀行	2,000	2.0
全国共済農業協同組合連合会	1,874	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,740	1.7
GOLDMAN,SACHS& CO.REG	1,740	1.7
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	1,536	1.5
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,425	1.4

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 単元株式数の変更及び株式併合について

平成28年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しました。また、同日付で当社普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行うとともに、発行可能株式総数について10億株から2億株に変更しています。当該株式併合により、発行済株式の総数が372,903,594株減少しています。

② 新株予約権等の行使による新株式の発行

当事業年度における新株予約権（ストックオプション及び株式会社荏原製作所130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債型新株予約権付社債）の行使により、発行済株式の総数が8,595,051株、資本金及び資本準備金がそれぞれ10,004,328,100円増加しています。

③ 発行済株式の総数及び資本金の額の増減について

平成28年度の発行済株式の総数及び資本金の額の増減状況は以下のとおりです。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	資本金 増加額 (百万円)	発行済株式総数の増減理由
平成28年4月1日～ 平成28年9月30日	70,000	10	新株予約権の行使（ストックオプション）
	14,896	3	新株予約権の行使（転換社債型新株予約権付社債※）
平成28年10月1日	▲372,903,594	－	株式併合
平成28年10月1日～ 平成29年3月31日	15,200	10	新株予約権の行使（ストックオプション）
	8,494,955	9,979	新株予約権の行使（転換社債型新株予約権付社債※）
合計	▲364,308,543	10,004	

※株式会社荏原製作所130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債型新株予約権付社債

3 会社の新株予約権等に関する事項 (平成29年3月31日現在)

(1) 当事業年度末日に在任する当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行日)	役員の保有状況			目的となる 株式の種類 及び数 (注) 2.	行使時の 払込金額	行使期間	行使条件 (注) 3.
	取締役 (社外取締 役を除く) (注) 1.	社外 取締役	執行役 (注) 1.				
第1回新株予約権 (平成21年11月5日)	59個 (1名)		79個 (4名)	当社普通株式 27,600株	1株当たり 1円	平成23年7月1日～ 平成36年11月5日	(a)
第2回新株予約権 (平成22年9月28日)	0個 (0名)		6個 (2名)	当社普通株式 1,200株	1株当たり 1円	平成23年7月1日～ 平成36年11月5日	(a)
第3回新株予約権 (平成23年9月27日)	130個 (2名)		360個 (9名)	当社普通株式 98,000株	1株当たり 1円	平成26年7月1日～ 平成38年6月30日	(a)
第4回新株予約権 (平成24年10月1日)	10個 (1名)		60個 (3名)	当社普通株式 14,000株	1株当たり 1円	平成26年7月1日～ 平成38年6月30日	(b)
第5回新株予約権 (平成25年10月1日)	47個 (2名)		37個 (3名)	当社普通株式 16,800株	1株当たり 1円	平成26年7月1日～ 平成38年6月30日	(b)
第6回新株予約権 (平成26年10月1日)	182個 (3名)		471個 (12名)	当社普通株式 130,600株	1株当たり 1円	平成29年7月1日～ 平成41年6月30日	(b)、(c)
第7回新株予約権 (平成27年10月1日)	103個 (4名)	14個 (7名)	157個 (10名)	当社普通株式 54,800株	1株当たり 1円	平成29年7月1日～ 平成41年6月30日	(b)、(c)
第8回新株予約権 (平成28年10月1日)	76個 (4名)	14個 (7名)	42個 (4名)	当社普通株式 26,400株	1株当たり 1円	平成29年7月1日～ 平成41年6月30日	(b)、(c)

(注) 1. 取締役及び執行役保有分には、新株予約権発行時に当該取締役及び執行役が、執行役員の地位にあったときに付与されたものが含まれています。また、取締役を兼務する執行役保有分については、執行役の欄に記載しています。なお、第1回から第5回新株予約権の個数は、達成業績に応じて権利が確定しています。

2. 平成28年10月1日付で当社普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しています。これに伴い、第1回から第7回新株予約権の目的となる株式の種類と数を1個につき200株に調整しています。

3. 新株予約権の行使条件は、次のとおりです。

(a) 割当てを受けた新株予約権者は、当社の取締役又は執行役、執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができます。

(b) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役又は執行役、執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができます。

(c) 平成28年度を目標年度とする3ヵ年の中期経営計画「E-Plan2016」の最終年度に係る当社の達成業績（連結投下資本利益率（ROIC）が目標業績（7.0%）に達した場合には、割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数のみ、本新株予約権を行使することができる。なお、第7回及び第8回新株予約権の新株予約権者のうち、執行役を兼務しない取締役及び社外取締役については、46頁「(2) ②当社の役員が受ける報酬等の決定に関する方針 ア. 取締役に対する報酬」、48頁「(2) ④各支給項目について イ. 株式報酬型ストックオプション」をご参照ください。

(2) 当事業年度中に当社執行役員及び従業員並びに子会社役員及び従業員に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

名称 (発行日)	交付状況			目的となる 株式の種類 及び数 (注) 1.	行使時の 払込金額	行使期間	行使条件
	当社 執行役員 (当社従業員 を除く)	当社 従業員	当社子会社 の役員及び従業員 (当社執行役員及び 従業員を除く)				
第8回新株予約権 (平成28年10月1日)	10個 (1名)		48個 (5名)	当社普通株式 11,600株	1株当たり 1円	平成29年7月1日～ 平成41年6月30日	(注) 2.

(注) 1. 新株予約権1個当たり当社普通株式200株を付与します。

2. 新株予約権の行使条件は「(1) 当事業年度末日に在任する当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」の(注) 3. (b)及び(c)と同じです。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成25年3月12日発行の株式会社荏原製作所130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債型新株予約権付社債につきましては、本社債要項第11項(4)号に定める130%コールオプション条項の要件が平成28年11月1日に充足され、当社債の残存額の全てを額面100円につき金100円にて繰上償還する権利が当社に生じました。当社は、平成28年11月14日に当該権利を行使することを決定し、平成28年12月15日をもって当社債の残存額の全て(22百万円)を繰上償還しました。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の氏名等（平成29年3月31日現在）

① 取締役

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
矢 後 夏之助	取締役会長	取締役会議長 指名委員会委員
前 田 東 一	代表取締役社長	
宇 田 左 近	取締役	指名委員会委員長 筆頭社外取締役 ビジネス・ブレイクスルー大学大学院 教授 ビジネス・ブレイクスルー大学 副学長・経営学部長・教授 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 参与 株式会社ビジネス・ブレイクスルー 取締役 公益財団法人日米医学医療交流財団 理事 東京都顧問 東京都都政改革本部 特別顧問
並 木 正 夫	取締役	監査委員会委員
国 谷 史 朗	取締役	報酬委員会委員長 弁護士 ニューヨーク州弁護士 弁護士法人大江橋法律事務所 代表社員 株式会社ネクソン 社外取締役 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役 武田薬品工業株式会社 社外取締役（監査等委員長）
松 原 亘 子	取締役	指名委員会委員 株式会社大和証券グループ本社 社外取締役 公益財団法人21世紀職業財団 名誉会長 株式会社電通 社外取締役
澤 部 肇	取締役	報酬委員会委員 株式会社日本経済新聞社 社外監査役 TDK株式会社 相談役 株式会社ジャパンディスプレイ 社外取締役 一般社団法人日本能率協会 理事 早稲田大学評議員会 副会長
山 崎 彰 三	取締役	監査委員会委員 公認会計士 日本公認会計士協会 相談役 東北大学会計大学院 教授 東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社 社外監査役 株式会社地域経済活性化支援機構 社外監査役

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
佐藤 泉	取締役	監査委員会委員 佐藤泉法律事務所 弁護士 一般社団法人日本鉄リサイクル工業会 非常勤理事 慶應義塾大学大学院法務研究科 非常勤講師 公益財団法人自動車リサイクル促進センター 評議員 東京都公害審査会委員
藤本 哲司	取締役	監査委員会委員長（常勤）
辻 村 学	取締役専任	技術・研究開発・知的財産担当
大井 敦夫	取締役専任	風水力機械カンパニープレジデント
澁谷 勝	取締役	報酬委員会委員
津村 修介	取締役	監査委員会委員（常勤）

- (注) 1. 取締役 宇田左近、並木正夫、国谷史朗、松原巨子、澤部肇、山崎彰三、佐藤泉の7氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 取締役 宇田左近、並木正夫、国谷史朗、松原巨子、澤部肇、山崎彰三、佐藤泉の7氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。当社は、東京証券取引所に対して、宇田左近、並木正夫、国谷史朗、松原巨子、澤部肇、山崎彰三、佐藤泉の7氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。
3. 監査委員 藤本哲司、津村修介の2氏は、当社の経理財務部門の責任者を務めた経験があり、山崎彰三氏は公認会計士の資格を有しており、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 社外取締役の各氏の重要な兼職先と当社との間にはいずれも特別な関係はありません。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役全員との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。
6. 当社は、監査委員会活動の実効性を高めるため、内部統制に精通している社内取締役による執行部門からの情報収集や内部監査部門等からの報告受領、子会社の監査等による情報の把握及び各種会議への出席を継続的・実効的に行う必要があることから、非業務執行取締役の藤本哲司及び津村修介の2氏を常勤の監査委員として選定しています。

② 執行役

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
前 田 東 一 *	代表執行役社長	
辻 村 学 *	執行役専務	技術・研究開発・知的財産担当
大 井 敦 夫 *	執行役専務	風水力機械カンパニープレジデント
小 湊 憲	執行役常務	生産革新推進・情報通信担当、 兼 生産プロセス革新統括部長
野 路 伸 治	執行役常務	風水力機械カンパニー 標準ポンプ事業統括、 兼 冷熱事業担当、 兼 荏原機械（中国）有限公司 董事長、 兼 烟台荏原空調設備有限公司 董事長
木 村 憲 雄	執行役常務	風水力機械カンパニー カスタムポンプ事業統括、 兼 荏原機械淄博有限公司 董事長
浅 見 正 男	執行役常務	精密・電子事業カンパニープレジデント
市 原 昭	執行役常務	環境事業カンパニープレジデント、 兼 荏原環境プラント株式会社 代表取締役社長
飯 島 久	執行役	人事・法務・総務統括部長
長 峰 明 彦	執行役	経理財務統括部長
宮 下 俊 彦	執行役	風水力機械カンパニー コンプレッサ・タービン事業担当
勝 岡 誠 司	執行役	精密・電子事業カンパニー CMP事業部長
喜 田 明 裕	執行役	風水力機械カンパニー 国内事業統括

(注) 1. * 印が付された者は、取締役を兼務する執行役です。

2. 執行役 勝岡誠司、喜田明裕の2氏は、平成28年6月24日開催の取締役会において、新たに選任され、就任しました。
3. 執行役常務 栗生正太郎、寺垣彰夫の2氏は、平成28年6月24日開催の取締役会終結の時をもって任期満了により退任しました。

(2) 取締役及び執行役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役及び執行役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)					
		基本報酬		賞 与		ストックオプション	
		支給人数	金額	支給人数	金額	支給人数	金額
取 締 役 (社外取締役を除く)	244	4名	152			4名	91
社 外 取 締 役	100	7名	92			7名	8
執 行 役	620	15名	313	13名	150	15名	156
合 計	965	26名	557	13名	150	26名	257

- (注) 1. 取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しています。
2. 社内の非業務執行取締役の基本報酬（業績連動部分に限る。）及び執行役の賞与は、当事業年度の当社グループの業績・担当部門の業績並びに個人の業績評価に基づいて算定し、報酬委員会での審議を経て、個別の額を決定しています。
3. 基本報酬は、平成29年3月31日在任の取締役及び執行役に対して、各取締役及び執行役の平成28年度の在任期間に応じて支払った基本報酬、平成28年6月24日開催の取締役会終結の時をもって退任した執行役2名に対して、平成28年度の在任期間に応じて支払った基本報酬の合計額を記載しています。
4. 賞与は、平成29年3月31日在任の執行役に対して、平成28年度を対象期間とした賞与（平成29年7月支給予定）の総額を記載しています。
5. スtockオプションは、平成29年3月31日在任の取締役及び執行役に対して、各取締役及び執行役の平成28年度の在任期間に応じて付与したストックオプション、平成28年6月24日開催の取締役会終結の時をもって退任した執行役2名に対して、平成28年度の在任期間に応じて付与したストックオプションの合計額を記載しています。なお、ストックオプションは、新株予約権の公正価格を算定し、当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。

② 当社の役員が受ける報酬等の決定に関する方針

取締役及び執行役の報酬等については報酬委員会で決定しています。

ア. 取締役に対する報酬

(a) 報酬制度の目的と基本方針

取締役に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した執行役の業務の遂行を促し、また監督するため、各取締役の能力及び経験、各委員会等における役割等を反映した報酬水準・報酬体系としています。

(b) 報酬の体系

取締役の報酬は、基本報酬及び中長期的な企業価値の向上を評価可能な株式報酬型ストックオプションで構成し、報酬委員会にて決定します。また、取締役会議長、筆頭社外取締役及び各委員会委員長に対しては、役割や責任の大きさ及びその職務の遂行に係る時間数等を踏まえた手当を支給しています。

a. 社外取締役

取締役の半数を占める社外取締役は、業務執行とは完全に独立した立場でその役割と責任を果たすことを期待されていることから、業績に連動しない基本報酬及び株式報酬型ストックオプションとしています。

b. 執行役を兼務しない取締役（社外取締役を除く）

執行役を兼務しない取締役（社外取締役を除く）は、その経験と知識に基づいて社内の状況について積極的に情報収集を行うことができる社内出身者を選任しています。取締役会が監督機能を果たすために必須な執行状況のモニタリングを行い、自らの知見に基づいて重要事項の執行について適切な監督を行い、それを通じて決定にかかわらない範囲で業務執行が適法かつ効率的に行われるように助言することを期待しています。

そのような役割と責務を果たすことから、執行に対する監督の質が年度ごとの業績にも影響を与えることに鑑み、基本報酬及び株式報酬型ストックオプションの一部を業績連動で支給しています。

c. 執行役を兼務する取締役

当社は執行役を兼務する取締役3名に対しては執行役としての報酬を支給し、取締役としての報酬は支給していません。

(c) 報酬の組合せ

取締役の報酬の組合せ（基本報酬：年次賞与：長期インセンティブ）は以下のとおりとします。執行役を兼務しない取締役（社外取締役を除く）の報酬については、基本報酬のうち20%相当分、長期インセンティブのうち12.5%相当分は業績連動報酬とし、その他の報酬は業績に連動しないものとします。

《取締役の報酬比率》

	基本報酬	年次賞与	長期インセンティブ
社外取締役	1.0	0.0	0.1
執行役を兼務しない取締役 （社外取締役を除く）	1.0	0.0	0.4

イ. 執行役に対する報酬

(a) 報酬制度の目的と基本方針

執行役に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した業務執行を促し、また経営目標の達成を強く動機付けるため、短期及び中長期の業績に連動し、目標を達成した場合には当社の役員にふさわしい報酬水準を提供できる報酬制度としています。

(b) 報酬の体系

執行役の報酬は、代表執行役社長、執行役専務などの役位に応じた基本報酬、業績連動年次賞与及び中期経営計画の業績達成条件が付された株式報酬型ストックオプションにて構成され、報酬委員会にて決定します。執行役は、業務執行にあたって目標数値を達成する上で重要な役割を果たすことが期待されるため、目標業績を超えて一定水準以上を達成した場合には、基本報酬部分よりも業績に連動した報酬部分が大きくなるように設定しています。

(c) 報酬の組合せ

長期インセンティブは業績達成条件付きストックオプションとし、業績に対する責任が重い上位の役位ほど業績連動割合を高めるようにしています。

《執行役の報酬比率》

	基本報酬	年次賞与	長期インセンティブ
代表執行役社長	1.0	0.6	0.6
執行役専務	1.0	0.6	0.5
執行役（常務含む）	1.0	0.6	0.4

③ 報酬水準について

基本報酬は、想定するビジネス及び人材の競合企業群（以下、「国内同輩企業」といいます。）に対して遜色のない水準を目標とします。定期的に国内同輩企業水準の確認を行うと同時に、従業員賃金水準（役員との格差、世間水準との乖離等）にも留意し、役員間格差を含めて調整・決定します。

それにより、総報酬（基本報酬水準、年次賞与及び長期インセンティブの合算）は、戦略や事業業績の達成の場合は国内同輩企業の報酬水準より高い報酬水準となり、未達成の場合には国内同輩企業の役員報酬水準よりも低い総報酬水準となるよう水準を定めるものとします。

④ 各支給項目について

ア. 年次賞与

株主等ステークホルダーへの説明責任と執行役へのインセンティブを重視し、会社業績と個人の目標の達成度に応じてダイレクトに賞与を決定する仕組みとします。ただし、親会社株主に帰属する当期純利益の水準が著しく低い又は無配の場合等は、年次賞与の減額等につき報酬委員会が決定します。

イ. 株式報酬型ストックオプション

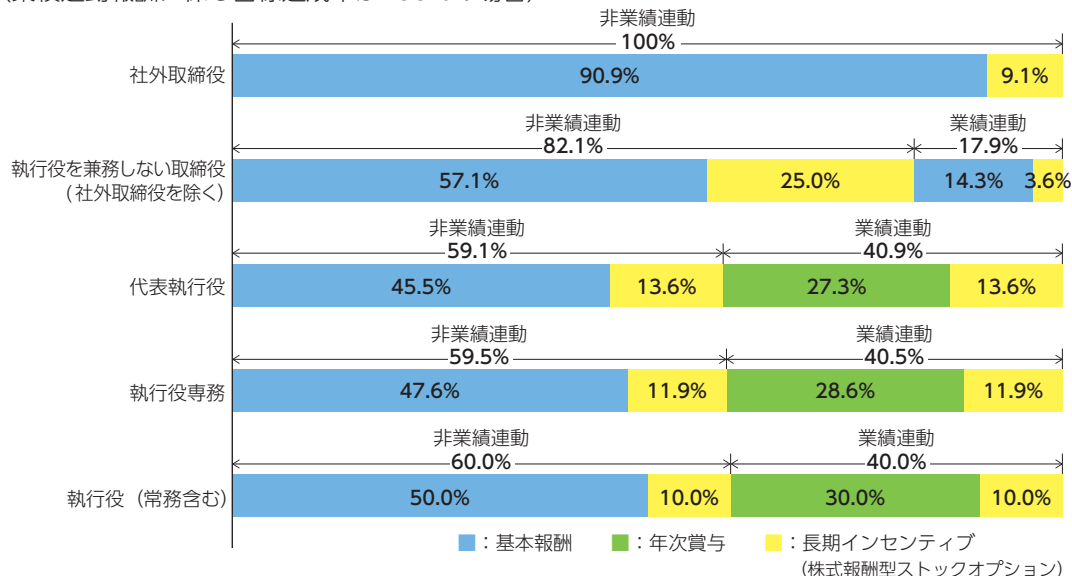
株式報酬型ストックオプションは権利行使時の払込価額を1株当たり1円とする譲渡制限新株予約権を割当ててのものであり、退職慰労金と異なり株価との連動性が確保され、かつ通常のストックオプションと異なり株価下落局面においてもインセンティブとして機能しうるものです。

さらに、株式報酬型ストックオプションは、権利行使しうる新株予約権の数と、中期経営計画において目標とする業績指標として掲げている連結投下資本利益率（ROIC）との間に相関をもたせることで業績連動報酬としての性格付けを行っており、中長期インセンティブ報酬として相当であると考えています。また、株式の売却に関しては、役位に応じて一定の数量の当社株式の保有を促す株式保有ガイドラインを定め、株主価値を意識した経営を推進しています。

なお、社外取締役には業績達成条件の無いストックオプションを付与し、執行役を兼務しない取締役（社外取締役を除く）には、その両方のストックオプションを付与しています。

《取締役及び執行役の報酬の構成》

（業績連動報酬に係る目標達成率が100%の場合）



(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

「(1) 取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりです。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

いずれも該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び各委員会への出席状況及び発言状況

氏名	出席状況					発言状況
	取締役会	指名委員会	報酬委員会	監査委員会	社外取締役会議	
宇田左近	14回/14回 (100%)	7回/7回 (100%)	—	—	13回/13回 (100%)	取締役会その他重要会議に出席し、経営戦略等の専門家及び会社経営者としての幅広い知識と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。
並木正夫	14回/14回 (100%)	—	—	14回/14回 (100%)	13回/13回 (100%)	取締役会その他重要会議に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。
国谷史朗	14回/14回 (100%)	—	3回/3回 (100%)	—	11回/13回 (85%)	取締役会その他重要会議に出席し、弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。
松原亘子	14回/14回 (100%)	7回/7回 (100%)	—	—	13回/13回 (100%)	取締役会その他重要会議に出席し、人事・労務の専門家としての幅広い知識と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。
澤部 肇	12回/14回 (86%)	—	3回/3回 (100%)	—	12回/13回 (92%)	取締役会その他重要会議に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。
山崎彰三	13回/14回 (93%)	—	—	14回/14回 (100%)	13回/13回 (100%)	取締役会その他重要会議に出席し、公認会計士としての専門的見地と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。
佐藤 泉	12回/14回 (86%)	—	—	13回/14回 (93%)	11回/13回 (85%)	取締役会その他重要会議に出席し、弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき、経営全般の観点から発言を行っています。

イ. 社外役員の意見により変更された事業方針

いずれも該当事項はありません。

ウ. 当社の法令違反等に関する対応の概要

当事業年度の当社における法令違反等については、37頁「1. 企業集団の現況に関する事項（11）その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載のとおりです。各社外取締役は、これらの報告に接するまでは当該状況について認識していませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行い、注意を喚起していました。また、判明後においては、早急な事案の究明、再発防止の必要性等について意見表明を行い、その職責を果たしています。

（ご参考） 社外取締役の役割・責務

社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、当社の経営の成果及び執行役のパフォーマンスを随時検証・評価し、株主共同の利益の観点から、現執行役に経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することをその主たる役割の一つとします。

社外取締役候補者は、業務執行とは完全に独立した立場で経営の本質に関する議論に参加できるよう、会社経営の観点から重要と考えられる分野において十分な専門的知見を有する人物より決定しています。

当社は、社外取締役が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与し、その役割・責務を果たすことを可能とするための取組方針を策定しています。また、当社は、社外取締役が自由に当社について議論する場として社外取締役会議を設置しています。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

いずれも該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	132百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	166百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的に区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額を記載しています。

2. 当社の重要な子会社のうち、Elliott Companyほか14社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(4) 会計監査人の報酬等に対して監査委員会が同意した理由

当社監査委員会は、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況、監査報酬の見積等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項に定める同意を行いました。

(5) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である国際財務報告基準に係る影響度調査を委託し、その対価を支払っています。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

①解任の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査委員会は、監査委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

②不再任の方針

毎年度実施する会計監査人の再任適否の評価結果に基づき、会計監査人の適格性、独立性、総合的能力等を勘案し、監査が著しく不十分であると判断した場合、監査委員会は、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

なお、再任の制限として監査委員会は、会計監査人が連続して10年間在任する場合には、当該会計監査人（以下、「再任会計監査人」といいます。）の毎年度の評価にかかわらず、次年度の会計監査人候補を選定するために入札を実施いたします。再任会計監査人が入札に参加することを妨げませんが、当該再任会計監査人がさらに連続して5年間在任する場合にも、入札を実施することといたします。

ただし、同一の会計監査人が連続して在任することができる期間は、20年間までといたします。

(7) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

①処分の対象者

新日本有限責任監査法人

②処分の内容

ア．契約の新規の締結に関する業務の停止 3月

（平成28年1月1日から同年3月31日まで）

イ．業務改善命令（業務管理体制の改善）

ウ．21億11百万円の課徴金納付命令

③処分理由

ア．新日本有限責任監査法人は、監査受託先企業の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

イ．同監査法人の運営が著しく不当と認められた。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

毎年度執行役による内部統制の整備・運用状況に関する自己評価を実施し、その結果に基づき、改善すべき事項を次年度の計画に反映し、継続的に改善を図っています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
1. 当社の執行役及び従業員等並びに子会社の取締役、監査役及び従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	
「荏原グループCSR方針」及び「荏原グループ行動基準」を実現するための体制を構築し、整備・運用する。	(1) コンプライアンスを担当する部門を設置し、「荏原グループCSR方針」の実践及び「荏原グループ行動基準」遵守のための教育・研修等を当社及び子会社に対して実施し、コンプライアンスに対する理解を深め、浸透させています。 (2) 服務規律条項及び行動基準や社内規則等に違反した場合の条項を当社及び子会社の服務規程、就業規則等に定めています。 (3) 代表執行役社長を委員長とするCSR委員会を設置し、CSR活動の方針を決定するとともに、「荏原グループCSR方針」及び「荏原グループ行動基準」に基づく当社及び子会社におけるコンプライアンス状況及び内部統制マネジメントシステムの整備・運用状況を監視し、適宜改善指示を行っています。平成28年度は、当委員会を4回開催しました。 (4) 毎年当社及び国内子会社に対するコンプライアンス浸透アンケートを実施し、アンケートの回答から、コンプライアンス意識の浸透状況の把握・コンプライアンス活動の課題抽出を行い、次年度の活動に反映しています。 (5) 当社及び国内子会社が利用できるコンプライアンス相談窓口を設置し、「コンプライアンス相談窓口運用規程」に基づき、「荏原グループ行動基準」及び法令に対する違反行為の相談又は疑問に速やかに対応しています。また、平成28年度は、中国3社、インドネシア1社、ベトナム1社の子会社を対象に社外の弁護士事務所に通報窓口を設置しました。 (6) 「荏原グループ・コンプライアンス連絡会運営規程」に基づき、当社及び国内子会社間でコンプライアンス情報を共有しています。 (7) 内部監査部門を設置し、「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の業務について監査・モニタリングを実施しています。子会社ごとに内部監査部門を設置し、内部監査を実施しています。実施状況は当社の内部監査部門にて確認しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	
執行役の職務の執行に係る情報について、法令及び社内規程に定めるところに従い、適切に保存と管理を行う体制を構築し、整備・運用する。	(1) 執行役の職務の執行に係る情報は「情報セキュリティ基本規程」及び関連規程に基づき、適切に保存・管理しています。 (2) 情報漏洩防止措置、漏洩した場合の対策を定めた「重要情報の取扱いに関する荏原グループ5原則」を定め、当社及び子会社に周知しています。
3. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制	
子会社の取締役の職務の執行に係る事項について、適切な規程を定めて当社へ報告する体制を構築し、整備・運用する。	当社が子会社に荏原グループ共通に整備する事項並びに事前審査、又は事後報告を求める事項を「グループ運営基本規程」及び関連規程に定め、子会社の取締役の職務の執行に係る重要事項について、当社に報告させています。
4. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
当社及び子会社のリスク管理に関する方針及び運用に係る規程を制定する。また、リスク管理を実施するための体制を構築し、整備・運用する。	(1) 業務遂行におけるリスク管理を行うため、決裁権限者及び意思決定手続を当社及び子会社の「権限規程」等に定め、リスク管理を行っています。 (2) リスク管理活動を推進する部門を設置し、当社及び子会社のリスク管理に関する方針と体制を「リスクマネジメント規程」に定め、リスク管理活動を実施しています。 (3) リスク管理活動を統括し、審議、改善指導・支援を行う機関として、リスクマネジメントパネル（以下、「RMP」といいます。）を設置しています。RMPは代表執行役社長を議長とし、全執行役により構成しています。年4回定期開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。平成28年度は合わせて9回開催しました。
5. 当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
(1) 当社の執行役及び子会社の取締役の業務執行機能の分掌を明確化する。 (2) 経営の基本方針に基づく経営計画の策定と遂行により当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築し、整備・運用する。	(1) 当社取締役会は、業務執行の権限と責任を執行役に委任し、執行役の職務の執行を監督することで、当社執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保しています。 (2) 当社の執行役及び子会社の取締役の業務執行機能の分掌を当社及び子会社の「職務分掌規程」等に定めています。 (3) 当社取締役会にて経営の基本方針を策定し、その基本方針を当社及び子会社の年度経営計画に反映し、職務を執行しています。 (4) 当社の執行役は、連結の年度経営計画について四半期ごとに経営計画委員会にて審議しています。 (5) 代表執行役社長の意思決定を迅速に行うために必要な審議を行う会議体として全執行役で構成する経営会議を設置しています。経営会議は毎月1回開催しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
6. 反社会的勢力との関係遮断を図るための体制	
当社は、当社及び子会社が、反社会的勢力に対していかなる名目であれ、反社会的勢力の利益となることを目的とした活動を行わないための体制を構築し、整備・運用する。	当社及び子会社の反社会的勢力対策を統括するため、反社会的勢力対策本部を設置し、反社会的勢力から接触があった場合に備えて対応マニュアルを整備しており、万が一接触があった場合は、顧問弁護士や外部専門機関と連携し、会社全体で対応する体制を整えています。 また、「反社会的勢力との関係遮断に関するガイドライン」及び関連規程に基づき取引先の調査や社内教育等を実施するとともに、定期的に当社及び国内子会社の不当要求防止責任者が出席する連絡会を開催しています。平成28年度は1回開催しました。
7. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	
当社及び子会社から成る企業集団の運営に関する方針を定め、業務の適正を確保するための体制を構築し、整備・運用する。	(1) 当社及び子会社の事業規模や事業特性等に応じた内部統制体制を整備しています。当社は子会社の内部統制体制整備の支援を適宜行っています。 (2) 当社は、当社及び子会社における内部統制の整備・運用状況に関する評価を実施し、不備が発見された場合、是正を図っています。
8. 監査委員会の職務を補助すべき従業員に関する体制	
監査委員会の職務を補助すべき部門として、監査委員会室を設置する。	監査委員会の職務を補助すべき部門として監査委員会室を設置しています。
9. 監査委員会の職務を補助すべき従業員の執行役からの独立性に関する事項及び監査委員会の職務を補助すべき従業員に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項	
(1) 当社の従業員から監査委員会の同意を得た上で、監査委員会の職務を補助すべき者（以下、「監査委員会補助従業員」という。）を任命する。 (2) 監査委員会補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務しないこととし、監査委員会補助従業員の執行役からの独立性を確保する。 (3) 監査委員会補助従業員は、監査委員会の指示のみに従うこととし、監査委員会の指示の実効性を確保する。 (4) 前二項の定めにかかわらず、監査委員会補助従業員は、監査委員会の事前の了解を得ることにより、他の業務を兼務することができるものとする。 (5) 監査委員会補助従業員の人事異動、人事評価等については監査委員会の同意を得た上で決定する。	(1) 監査委員会の同意を得て当社の従業員から監査委員会の職務を補助すべき者（以下、「監査委員会補助従業員」といいます。）を任命し、監査委員会室所属としています。現在、4名が監査委員会室に所属しています。 (2) 監査委員会補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務していません。監査委員会補助従業員は、監査委員会の指示に従うこととし、監査委員会の指示の実効性を確保しています。 (3) 監査委員会補助従業員は、監査委員会の事前の了解により、グループ会社監査役等に従事しています。 (4) 当該監査委員会補助従業員の人事異動、人事評価等については監査委員会の同意を得た上で決定しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
10. 当社の執行役及び従業員等並びに子会社の取締役、監査役及び従業員等が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制	
(1) 監査委員が執行部門の重要会議に出席できる体制及び監査委員会が執行役及び従業員に報告を求めることができる体制を構築し、整備・運用する。 (2) 子会社の取締役、監査役及び従業員等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制を構築し、整備・運用する。 (3) 前二項の報告をした者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。	(1) 監査委員は、重要書類の閲覧や、経営会議、CSR委員会、RMP等執行部門の重要会議への出席を通じ、執行役及び従業員等から職務執行状況の報告を受けています。 (2) 「執行役規程」を定め、執行役が業務執行の中で不正行為の事実を発見し、直ちにそれが排除されない場合、速やかに監査委員会に報告することとしています。 (3) 監査委員会が監査を実施するにあたり、当社及び子会社が経営課題の対応状況及び業務の適法・適正に関する情報を、監査委員会の求めに応じて提供しています。 (4) 当社及び国内子会社が利用できるコンプライアンス相談窓口を設置し、「コンプライアンス相談窓口運用規程」に基づき、「荏原グループ行動基準」及び法令に対する違反行為の相談又は疑問に速やかに対応しています。また、平成28年度は、中国3社、インドネシア1社、ベトナム1社の子会社を対象に社外の弁護士事務所に通報窓口を設置しました。これらの実施状況について適宜監査委員会に報告しています。 (5) 監査委員会が当社及び子会社における法令違反その他企業倫理上の問題の報告を受けるため、監査委員会ヘルプラインを設置し、当社及び子会社の従業員等が、当社の取締役及び執行役、並びに子会社の取締役の不正行為、法令・定款違反の事実、不正な会計処理、又は企業倫理上の問題など、会社経営に著しく不当な事実があるような場合に、監査委員会へ報告する体制を確保しています。 (6) 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保しています。
11. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制	
(1) 内部統制を担当する部門及び内部監査部門と監査委員会による適宜の意見交換を実施し、連携を図ることで、監査の実効性を確保する。 (2) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を定め、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する。	(1) 代表執行役社長は、監査委員会と定期的に情報・意見交換を行っています。 (2) 内部統制を担当する部門及び内部監査部門並びにコンプライアンスを担当する部門は監査委員会と定期的に情報・意見交換を行っているほか、重要な事項は適宜情報交換を行い、連携を図っています。 (3) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を定め、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
12. 財務報告の信頼性を確保するための体制	
財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に基づき、整備と運用を行う。	(1) 連結財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制実施要領」を定め、金融商品取引法に基づく内部統制の整備・運用を図っています。 (2) 財務報告に与える影響、経営上の重要性等を考慮して評価範囲を毎期設定し、業務から独立した評価チームによる評価を実施し、改善と推進を図っています。

(2) 当社のコーポレートガバナンス

① コーポレートガバナンスの基本的な考え方

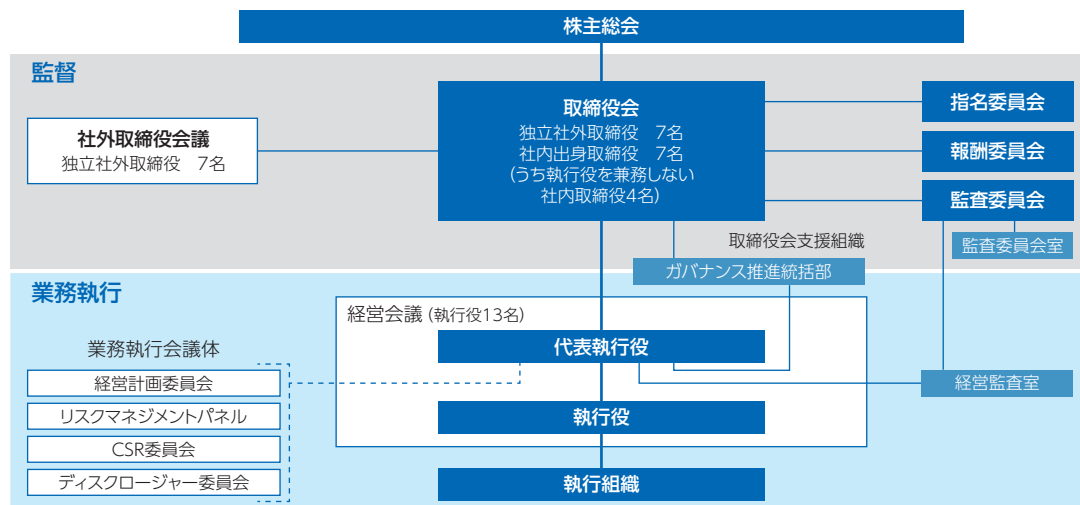
当社は、「創業の精神」、「企業理念」、「荏原グループCSR方針」から構成される「荏原らしさ」を当社グループのアイデンティティ／共有すべき価値観と定め、この「荏原らしさ」のもと、持続的な事業発展を通じた企業価値の向上及び株主への利益還元を経営上最も重要な事項と位置付け、その実現のために、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。

当社は、「荏原製作所 コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定しており、次に掲げる基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

- ア. 当社は、株主の権利を尊重し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組みます。
- イ. 当社は、顧客、取引先、従業員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。また、これらのステークホルダーの権利・立場を尊重し、健全に業務を遂行する企業文化・風土を醸成していきます。
- ウ. 当社は、会社情報の適切な開示を通じて、企業経営の透明性の確保に努めます。
- エ. 当社は、独立社外取締役が重要な役割を担い、かつ独立社外取締役を含む非業務執行取締役（執行役を兼務しない取締役）を中心とするガバナンス体制を構築します。当社は、経営において監督と執行の明確な分離を実現するため、機関設計として「指名委員会等設置会社」を採用します。
- オ. 当社は、「IR基本方針」を別途定め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように、株主・投資家との間で建設的な対話を行います。

② 各機関の役割と構成

平成29年3月31日現在におけるコーポレートガバナンス体制は以下のとおりです。



ア. 監督

(a) 取締役会

取締役会は、「企業戦略などの大きな方向性を示すこと」、「業務執行における適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと」及び「独立した客観的な立場から業務執行に対する実効性の高い監督を行うこと」の3点を主な役割としています。また、取締役会は、不祥事等のダウンスайдリスクを未然に防ぐための統制環境を整える観点（守りの姿勢）に加えて、アップサイドリスク、即ち事業機会の逸失を防止するために経営陣が果敢な挑戦を行えるような環境を整える観点（攻めの姿勢）においてリーダーシップを発揮します。取締役会は、監督と執行の明確な分離を実現するため、少なくとも全取締役の3分の1以上を独立社外取締役とし、全取締役の過半数を、非業務執行取締役によって構成します。また、取締役会の議長には非業務執行取締役が就任し、代表執行役社長との分離を図っています。

平成29年3月31日現在の取締役会は14名の取締役で構成され、そのうち7名が独立社外取締役（女性2名を含む）、4名が非業務執行の社内出身の取締役、3名が執行役を兼務する社内出身の取締役です。平成28年度は14回開催しました。

(b) 指名委員会

指名委員会は、株主総会に提案する取締役の選任及び解任に関する議案の決定、執行役の選任及び解任に関する取締役会への提言並びに役付取締役・役付執行役の選定及び解職に関する取締役会への提言を主な役割とします。指名委員会は、非業務執行取締役のみで構成し、その過半数を独立社外取締役とします。

平成29年3月31日現在の指名委員会は3名の取締役で構成され、そのうち2名が社外取締役、1名が社内出身の非業務執行取締役です。平成28年度は7回開催しました。

(c) 報酬委員会

報酬委員会は、取締役及び執行役の個人別の報酬等に関する方針や取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容などを決定するほか、関係会社を含む役員報酬体系に関わる取締役会への提言などを行います。報酬委員会は、非業務執行取締役のみで構成し、その過半数を独立社外取締役とします。

平成29年3月31日現在の報酬委員会は3名の取締役で構成され、そのうち2名が社外取締役、1名が社内出身の非業務執行取締役です。平成28年度は3回開催しました。

(d) 監査委員会

監査委員会は、当社及び当社の子会社の取締役・執行役又は従業員などが法的義務及び社内規程を遵守しているかについて監査するとともに、執行役が取締役会の定めた経営の基本方針及び中長期の経営計画などに従い、健全、公正妥当かつ効率的に業務を執行しているかを監視し検証します。監査委員会は、非業務執行取締役のみで構成し、その過半数を独立社外取締役とします。

平成29年3月31日現在の監査委員会は5名の取締役で構成され、そのうち3名が社外取締役、2名が社内出身の非業務執行取締役です。平成28年度は14回開催しました。

(e) 社外取締役会議

社外取締役がその責務を果たす上で必要な協議を自由に行う場として、社外取締役のみで構成される社外取締役会議を設置しています。互選により選定された筆頭社外取締役が議長を務めます。平成28年度は13回開催しました。

イ. 業務執行

(a) 経営会議

経営の業務執行に関する重要事項について、代表執行役社長が意思決定を行うために必要な審議を行う業務執行会議体として、全執行役で構成する「経営会議」を設置しています。執行役は、取締役会から委任された職責範囲のみならず、経営会議の全審議事項に対して、自らの経験及び知見に基づき、当社グループ全体最適の観点から積極的に意見を表明し、議論を尽くしています。経営会議は毎月開催しています。平成28年度は12回開催しました。

(b) 経営計画委員会

中期経営計画を年度別に具体化するために、各組織の年度ごとの予算及び経営課題行動計画の審議・決定とそのフォローアップを行う業務執行会議体として、代表執行役社長が委員長を務め、全執行役で構成する「経営計画委員会」を設置しています。各事業単位での段階的審議を経て、経営計画委員会において予算及び経営課題行動計画を決定し、部門責任の明確化と経営効率の増進を図っています。経営計画委員会は、連結の年度経営計画の進捗状況を四半期ごとに審議しています。平成28年度は4回開催しました。

(c) リスクマネジメントパネル

リスク管理活動を統括し、審議、改善指導・支援を行う機関として、リスクマネジメントパネル（以下、「RMP」といいます。）を設置しています。RMPは代表執行役社長を議長とし、全執行役により構成しています。また、リスク管理における監督機能を発揮するために非業務執行取締役が陪席し、必要に応じて助言等を行っています。RMPの審議状況は取締役会に報告され、取締役会が情報を的確に捉えて、監督機能を発揮できる体制を整備しています。RMPは年4回定期開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。平成28年度は合わせて9回開催しました。

(d) CSR委員会

CSR活動の方針を決定するとともに、荏原グループCSR方針と荏原グループ行動基準に基づき、当社及び子会社のコンプライアンス状況と内部統制マネジメントシステムの整備・運用状況を監視しています。内部監査の結果を踏まえ、適宜改善指示を行っています。CSR委員会は代表執行役社長を委員長とし、執行役が委員を務め、コンプライアンスに関する社外窓口を担当する弁護士がアドバイザーとして参加しています。また、CSR委員会の目的に資する監督機能を発揮するため、同委員会への非業務執行取締役の陪席を推奨し、非業務執行取締役が必要に応じて助言等を行っています。CSR委員会の審議状況は取締役会に報告され、取締役会は情報を的確に捉えて、監督機能を発揮できる体制を整備しています。CSR委員会は四半期に一度定期的に開催され、平成28年度は4回開催しました。

(e) ディスクロージャー委員会

当社グループ全体に係る発生事実、決定事実及び決算情報等の会社情報について、公正かつ適時、適正な開示に対応するため、社内横断組織であるディスクロージャー委員会を設置しています。ディスクロージャー委員会は、開示が必要とされる会社情報を漏れなく収集し、その情報開示の是非、開示内容及び開示時期を審議し、代表執行役社長に上申します。また、社内承認手続の完了後に開示手続を行います。平成28年度は7回開催しました。

③ 取締役に対するトレーニングの方針

新任取締役には、就任前又は就任後速やかに、取締役の職責を果たす上で必要な、財務・法務・コーポレートガバナンス等に関する知識・知見を得る機会を設けています。また、新任社外取締役には、当社グループへの理解を深めることを目的として、就任前又は就任後に、当社グループの経営戦略、財務状態その他の重要な事項について、担当執行役等による説明や事業拠点の視察等を通じ、知識・知見を得る機会を適宜設けています。さらに、取締役就任後も社外有識者による講義等の機会を提供する等、適宜適切なトレーニングの機会を設けています。

④ 取締役会評価の実施

当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでいます。コーポレートガバナンスを有効に機能させるために、取締役会がどのように貢献しているかを検証し、課題を抽出し、改善を図る目的で、取締役会自身が定期的に取締役会全体の実効性について分析・評価を実施し、その結果の概要を開示しています。**【平成28年度の取締役会評価について】**

当社取締役会は、第三者機関の協力を得て、当事業年度に各取締役が質問票等に回答し、その回答結果に基づき、取締役会の現状について、前年度の取締役会の課題に対する改善状況を含めて分析を行いました。その分析結果に基づき取締役会で議論をし、取締役会の実効性について評価を行い、今後の対応を取りまとめる予定です。

なお、平成27年度の取締役会評価の結果概要については、以下の当社ウェブサイトにて掲載しています。

https://www.ebara.co.jp/about/ir/Governance/governance/_icsFiles/afieldfile/2016/07/09/board_evaluation_FY2015.pdf

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営方針の一つと位置付けており、配当につきましては、中長期的に連結配当性向の平均を25%程度とすることを目標に当該期の業績に連動して実施する方針としています。

配当金等の推移

区分 \ 年度	第149期 (平成25年度)	第150期 (平成26年度)	第151期 (平成27年度)	第152期 (平成28年度) (当連結会計年度)
1株当たり年間配当額 (円)	7.5	12.0	12.0	36.0 (予定)
年間配当額 (百万円)	3,482	5,576	5,580	5,837 (予定)
連結配当性向 (%)	18.4	23.6	32.3	28.1 (予定)

(注) 第152期の「1株当たり年間配当額」及び「年間配当額」は、本定時株主総会における第1号議案「剰余金の処分の件」が原案どおり可決されることを前提とした金額です。

なお、平成28年10月1日付で当社普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しています。第149期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり年間配当額を算定した場合の推移は、以下のとおりです。

区分 \ 年度	第149期 (平成25年度)	第150期 (平成26年度)	第151期 (平成27年度)	第152期 (平成28年度) (当連結会計年度)
1株当たり年間配当額 (円)	37.5	60.0	60.0	60.0 (予定)

<株主還元について>

新中期経営計画「E-Plan2019」において、達成目標の一つとして株主還元に関する事項を設定しました。

第153期（平成29年度）から、株主還元（配当・自社株買い）を拡充し、連結総還元性向30%以上を目標としています。

(4) 株式の政策保有及び政策保有に係る議決権行使の基本方針

① 株式の政策保有に関する方針

当社は、政策保有株式の保有について以下のとおり最小限とすることを基本方針としています。

- ア. 株式の保有を通じ保有先との間で事業面・財務面等の関係が発展し、当社グループの企業価値向上に資すると合理的に判断される場合に限る。
- イ. 株式の保有の合理性につき取締役会において定期的に見直しを行い、合理性が薄れたものについては、売却等の手段により保有を随時解消する。

② 政策保有株式の議決権行使の基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、保有先及び当社グループの中長期的な企業価値向上に資するものであるか否かを総合的に勘案の上、賛否を判断します。

③ 当社が純投資目的以外の目的で保有する株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

区分 \ 年度	第151期 (平成27年度)	第152期 (平成28年度) (当連結会計年度)
銘柄数	29 銘柄	14 銘柄
貸借対照表計上額の合計額（百万円）	12,734	10,602

(5) ステークホルダーとの協働に関する方針

① 会社の行動基準の策定・実践

当社は、当社の取締役、執行役及び従業員等が常に倫理的に行動するように、取締役会において、倫理基準（「荏原グループCSR方針」及び「荏原グループ行動基準」）を別途定め、開示しています。

荏原グループCSR方針は、国連グローバル・コンパクトやISO26000といったグローバル基準を包含したものになっており、その関係は以下のとおりです。

荏原グループCSR方針	国連 グローバル・ コンパクト 4分野	ISO26000	
		7原則	7中核主題
1. 倫理観；私たちは、高い倫理観をもって事業を行います。			ガバナンス
① 誇り；社会・産業・暮らしを支えることが存在意義であると自覚します。		倫理的行動 法支配尊重 国際行動規範尊重	
② 製品とサービス；創意工夫し、お客様に喜ばれる技術、製品、サービスを提供します。			消費者課題
③ 競争；公正かつ自由な競争の下に活動します。	腐敗防止		公正な事業慣行
④ 環境；地球環境の改善に努めます。	環境		環境
2. 信頼関係；私たちは、大切な皆様との信頼関係を築きます。		ステークホルダー の利害尊重	
⑤ 熱意と誠意；熱意と誠意をもって接します。		人権の尊重	
⑥ 人権と多様性；人権と多様性を尊重します。	人権		人権
⑦ 情報開示；透明性のある情報開示によって相互理解に努めます。		説明責任 透明性	
⑧ 職場環境；安心・安全な働きやすい職場をつくります。	労働		労働慣行
⑨ コミュニケーション；質の高いコミュニケーションを通じ、互いに誇りをもてる企業を目指します。			コミュニティへの参画及び コミュニティの発展

なお、本方針と本行動基準は、以下の当社ウェブサイトをご参照ください。

https://www.ebara.co.jp/about/csr/ethics/corporate_ethics/index.html

② 多様性の確保

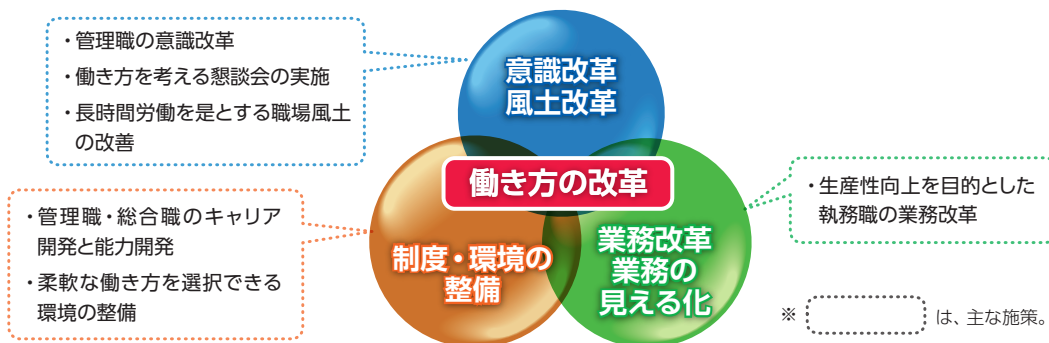
当社は、平成27年4月に社長直轄の専門組織を設置し、当社のめざす姿として、ダイバーシティ宣言を策定しました。

ダイバーシティ宣言

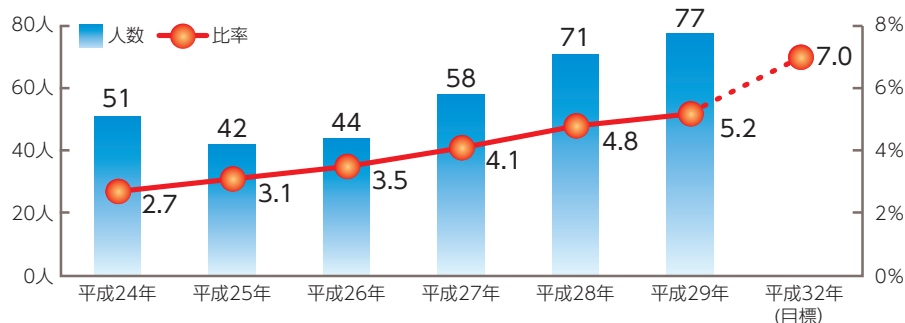
- ・一人ひとりが強みを発揮し、仕事を通じて成長できる環境をつくります。
- ・お互いの価値観を尊重し、相互に響き合う企業文化への変革を進め、会社の成長、社会への貢献を実現していきます。
- ・業務革新・生産革新を行い、多様な働き方を選択できる職場づくりを目指します。

性別、障がい、年齢、国籍など様々な課題がありますが、特に取組が遅れていた女性の活躍推進に関する活動を加速させています。

<女性の活躍推進を切り口とした働き方の改革>



<管理職に占める女性比率の目標と推移> (平成29年4月1日現在)



平成28年度は、上級管理職に対する「ダイバーシティマネジメント研修」、総合職の女性を対象とした「キャリアデザインセミナー」、一般職の女性による「業務改善の小集団活動」などを実施しました。

なお、取組の詳細は、以下の当社ウェブサイトをご参照ください。

https://www.ebara.co.jp/about/csr/social/human_rights/1209101_2774.html



キャリアデザインセミナー

③ 社会貢献活動

当社は、事業活動を通じて社会に貢献することを企業理念に定めていますが、事業以外にも様々なコミュニケーションを通じて地域・社会の発展に貢献しています。当社は、企業が地域や社会と積極的にコミュニケーションを図り、地域の課題解決や、より良い社会づくりに関わっていくことは、企業の重要な役割のひとつだと考えています。当社グループではこの考えをさらに推進するため、活動の軸となる社会貢献活動方針を制定しました。

社会貢献活動方針

荏原は、事業フィールドである「水と空気と環境」に係わる分野で「技術支援」と「教育支援」を軸とした社会貢献活動に取り組む

当社は、「畠山清二記念荏原基金」を設立し、東南アジアを中心に、当社グループが事業で培った技術や経験を世界中の地域社会の発展に役立てるため、無償の技術セミナーを開催しています。平成28年度は、ポンプのセミナーを5回と冷凍機のセミナーを2回実施しました。さらに、平成27年より発展途上地域の大学のニーズに応えるため、当社のポンプユニット及びポンプのカットモデルを寄贈する活動を開始しました。

なお、畠山清二記念荏原基金の活動内容の詳細は、以下の当社ウェブサイトをご参照ください。

https://www.ebara.co.jp/about/csr/social_contributions/corporate_citizenship/index.html

以 上

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流動資産	423,407
現金及び預金	90,381
受取手形及び売掛金	202,874
電子記録債権	4,511
有価証券	2,498
商品及び製品	12,716
仕掛品	56,569
原材料及び貯蔵品	28,041
繰延税金資産	11,644
その他	17,419
貸倒引当金	△ 3,250
固定資産	165,049
有形固定資産	110,131
建物及び構築物	46,431
機械装置及び運搬具	28,974
土地	21,153
建設仮勘定	5,207
その他	8,364
無形固定資産	13,234
のれん	2,279
ソフトウェア	8,275
その他	2,679
投資その他の資産	41,683
投資有価証券	26,202
長期貸付金	263
退職給付に係る資産	118
繰延税金資産	2,660
その他	17,237
貸倒引当金	△ 4,799
資 産 合 計	588,457

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流動負債	254,217
支払手形及び買掛金	64,155
電子記録債務	55,922
短期借入金	62,789
未払法人税等	4,598
繰延税金負債	3
賞与引当金	9,172
役員賞与引当金	314
完成工事補償引当金	3,836
製品保証引当金	3,481
工事損失引当金	8,666
土地売却費用引当金	254
その他	41,022
固定負債	56,730
社債	10,000
長期借入金	21,520
繰延税金負債	808
役員退職慰労引当金	153
訴訟損失引当金	6,464
退職給付に係る負債	12,556
資産除去債務	1,969
その他	3,257
負 債 合 計	310,948
(純 資 産 の 部)	
株主資本	277,428
資本金	78,764
資本剰余金	81,205
利益剰余金	117,883
自己株式	△ 425
その他の包括利益累計額	△ 6,071
その他有価証券評価差額金	2,692
繰延ヘッジ損益	△ 1
為替換算調整勘定	745
退職給付に係る調整累計額	△ 9,507
新株予約権	1,361
非支配株主持分	4,791
純 資 産 合 計	277,509
負 債 純 資 産 合 計	588,457

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		476,104
売上原価		350,032
売上総利益		126,072
販売費及び一般管理費		96,076
営業利益		29,995
営業外収益		
受取利息	216	
受取配当金	559	
持分法による投資利益	796	
その他	509	2,082
営業外費用		
支払利息	1,184	
為替差損	1,070	
その他	1,358	3,613
経常利益		28,464
特別利益		
固定資産売却益	409	
投資有価証券売却益	1,978	
出資金売却益	289	2,677
特別損失		
固定資産売却損	25	
固定資産除却損	126	
投資有価証券売却損	56	
投資有価証券評価損	435	
その他	0	645
税金等調整前当期純利益		30,497
法人税、住民税及び事業税	5,546	
法人税等調整額	3,299	8,845
当期純利益		21,651
非支配株主に帰属する当期純利益		1,063
親会社株主に帰属する当期純利益		20,587

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

計算書類

貸借対照表 (平成29年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流動資産	252,836
現金及び預金	57,879
受取手形	17,817
売掛金	84,445
電子記録債権	4,545
製品	1,823
仕掛品	29,488
原材料及び貯蔵品	14,992
前渡金	456
繰延税金資産	4,875
短期貸付金	22,084
未収入金	8,669
その他	7,088
貸倒引当金	△ 1,330
固定資産	205,308
有形固定資産	69,159
建物及び構築物	30,798
機械及び装置	10,672
車両運搬具	30
工具、器具及び備品	2,915
土地	20,391
リース資産	742
建設仮勘定	3,608
無形固定資産	7,017
特許権	172
ソフトウェア	6,646
リース資産	103
施設利用権	26
電話加入権	67
投資その他の資産	129,131
投資有価証券	14,503
関係会社株式	82,654
関係会社出資金	20,317
長期貸付金	578
長期前払費用	79
繰延税金資産	2,245
その他	11,765
貸倒引当金	△ 3,014
資 産 合 計	458,144

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流動負債	165,392
支払手形	6,608
買掛金	23,820
電子記録債務	46,320
短期借入金	56,525
1年内返済予定の長期借入金	1,574
リース債務	325
未払金	5,102
未払法人税等	1,910
前受金	3,257
預り金	2,374
賞与引当金	4,380
役員賞与引当金	162
完成工事補償引当金	1,465
製品保証引当金	1,893
工事損失引当金	6,065
土地売却費用引当金	254
その他	3,350
固定負債	41,151
社債	10,000
長期借入金	19,942
退職給付引当金	2,078
訴訟損失引当金	6,464
リース債務	580
長期未払金	116
資産除去債務	1,969
負 債 合 計	206,543
(純 資 産 の 部)	
株主資本	247,631
資本金	78,764
資本剰余金	90,608
資本準備金	82,693
その他資本剰余金	7,915
利益剰余金	78,526
その他利益剰余金	78,526
繰越利益剰余金	78,526
自己株式	△ 267
評価・換算差額等	2,607
その他有価証券評価差額金	2,607
新株予約権	1,361
純 資 産 合 計	251,600
負 債 純 資 産 合 計	458,144

損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		223,366
売上原価		170,701
売上総利益		52,664
販売費及び一般管理費		44,517
営業利益		8,147
営業外収益		
受取利息	186	
受取配当金	19,330	
その他	90	19,607
営業外費用		
支払利息	685	
社債利息	52	
為替差損	870	
貸倒引当金繰入額	28	
その他	615	2,252
経常利益		25,502
特別利益		
固定資産売却益	307	
投資有価証券売却益	1,938	
関係会社株式売却益	691	2,938
特別損失		
固定資産売却損	25	
固定資産除却損	39	
投資有価証券売却損	60	
関係会社株式評価損	435	
その他	0	561
税引前当期純利益		27,879
法人税、住民税及び事業税	735	
法人税等調整額	2,772	3,508
当期純利益		24,371

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

株式会社荏原製作所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 関 口 弘 和 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 堀 越 喜 臣 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 屋 誠 三 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社荏原製作所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社荏原製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

株式会社荏原製作所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	口	弘	和	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀	越	喜	臣	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	屋	誠	三郎	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社荏原製作所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第152期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第152期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに従業員等からその整備・運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、下記を除いて指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社が共同住宅で行った既設排水管を取り替える管更新工事（工事期間平成21年7月から平成23年11月）において建築基準法違反があったことが判明し、是正工事に順次着手しています。監査委員会はこれまで本件の状況につき取締役及び執行役等に随時報告を求める等の方法により確認するとともに、再発防止策の実施及び法令遵守体制の強化に努めていることを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月17日

株式会社 荏 原 製 作 所 監 査 委 員 会

監査委員	並	木	正	夫	㊞
監査委員	山	崎	彰	三	㊞
監査委員	佐	藤		泉	㊞
監査委員	藤	本	哲	司	㊞
監査委員	津	村	修	介	㊞

(注) 監査委員 並木 正夫、山崎 彰三、及び佐藤 泉は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

<MEMO>

Handwriting practice area with 20 horizontal dashed lines.

<MEMO>

Handwriting practice area with 20 horizontal dashed lines.

株主総会会場までの経路（館内図）

最寄り駅から会場までは裏面のご案内図をご覧ください。



株主総会会場ご案内図



会場

東京都港区高輪三丁目13番3号
SHINAGAWA GOOS 1階
TKPガーデンシティ品川 ボールルーム(ウエスト)

交通

- 京急線品川駅下車 高輪口徒歩約3分
 - JR品川駅下車 中央改札口(高輪口)徒歩約3分
- お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

